

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第7号によって進めます。

日程第1、先週に引き続き一般質問を行います。

まず、4番 安井一義議員の発言を許します。安井一義議員。

[4番 安井一義議員 登壇]

◎4番(安井一義議員)

おはようございます。2日目、通告にしたがい質問させていただきます。

まずははじめに宝栄牧場の利活用推進についてお伺いします。

市営の宝栄牧場については、年々利用頭数が減少して、近年は100頭程度になっています。これは繁殖技術の向上により、畜産農家自らが適正に繁殖管理できていることも原因と考えられます。以下の3点についてお伺いいたします。

1点目、市内和牛飼育頭数が増加しているにもかかわらず、牧場利用頭数が減少し、100頭余りとなっている原因を市としてはどういうふうに考えているのかをお聞かせください。

2番目として、畜産農家が抱えている課題が解決できれば、牧場頭数が増えるのではないか。また牧場で管理する牛が増えた際、100頭から200頭に増えた時に、牛の主食となる牧草の確保や、管理作業員増員による人員確保に対応できるのかをお伺いしたい。

3番目として、国道347号が通年通行となったメリットや、銀山温泉をターゲットにすることを考えると、牧場は観光資源として利用可能であると考えます。例えば、夏は牧場の自然と牛の観賞をメインとした観光、冬はスノーモービル等を活用したアクティビティができる場所としての宝栄牧場を活用してはいかがでしょうか。

2項目目として中央診療所、北村山公立病院の負担金が増えている件で、中央診療所と公立病院の負担金について、年々増加傾向にあるとお聞きしています。以下3点お伺いします。

1点目、市が負担している診療所と公立病院の負担金は、具体的にいくらになっているのか。

2番目、負担増の原因として建物の経年劣化による改修や、医師、看護師の確保等など、さまざまな原因が考えられるが、市として負担増加している主な原因は何であるかと考えているのか。

3番目、どうすれば市の負担を軽減して十分な医療設備の維持や、健康増進が図られると考えているのか、よろしくお願ひいたします。

3番目です。都市計画策定について。星川議員の質問にもありました、現在の都市計画マスターplanの計画期間が令和2年となっております。以下の2点についてお聞きいたします。

1点目、今後新たな計画を策定することになるわけですが、現在の計画の進捗を踏まえた上で、新たな計画を策定する必要があると考えます。現在の都市計画マスターplanは最終年度になり、計画自体の進捗状況を振り返った際に、計画に対する成果や評価としてどうだったというふうに考えているのかお聞かせください。

2番目として、都市計画マスターplanは都市づくりを進める上で、大変重要な計画と位置付けられています。市民の意見も十分に取り入れた計画にすべきと考えます。市民の意見を取り入れるための方針をお聞かせください。また計画自体の周知はもちろん策定後の計画実行している際に、進捗状況を市民の皆さんに周知すべきと考えています。その点ご回答よろしくお願ひいたします。

以上で、質問席より質問を終わります。よろしくお願ひします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄君登壇]

◎市長(菅根光雄君)

おはようございます。安井議員から、大きく3点についてご質問をいただきました。順次お答えいたします。

はじめに、宝栄牧場の利活用についてお答えします。

宝栄牧場は和牛振興を図るため、昭和43年に繁殖牛の育成拠点として整備され、草地造成など規模を拡大して現在に至っています。

宝栄牧場の利用頭数ですが、平成3年には乳用牛55頭と肉用牛215頭、延べ270頭の牧場利用がございました。当時の利用農家は水稻や野菜などとの複合経営の方が大半で、主に農繁期の労働力不足を解消するため利用されていました。しかし、繁殖飼育は種付けや分娩など飼育が難しく、子牛価格の低迷などにより繁殖農家は年々減少し、平成27年には繁殖素牛の供給拠点であったJA和牛繁殖育成センターが閉鎖されたことで、平成28年には牧場の利用頭数は51頭まで減少しました。

牛の肥育に関しては、本市では多頭飼育の技術が確立されたことにより過去30年で約3倍に増加し、県内一の和牛肥育の産地となりました。しかし、繁殖農家の全国的な減少により子牛の生産頭数が減り、肥育素牛を県外から購入している本市の畜産農家の経営を圧迫する要因となりました。

こうしたことから、平成28年度に繁殖牛の増頭を目的に、畜産クラスター計画を策定し、尾花沢生まれ、尾花沢育ちの尾花沢牛の生産を推進してまいりました。近年はICT技術が進み、発情発見装置や分娩監視装置などのスマート畜産技術が開発されたことから、多頭飼育が容易になり、繁殖牛の飼養頭数は平成28年の267頭から、平成30年には789頭まで増えています。

宝栄牧場の利用頭数も平成30年に104頭、今年度は103頭と平成28年と比較して倍増しています。新年度には新たに牧場利用を検討している畜産農家もあり、宝栄牧場の利用頭数は見える見込みです。

次に、畜産農家の課題解決で放牧頭数が増えるのではなくのことですが、先に申し上げましたスマート畜産技術が導入されたことで畜産農家の繁殖技術も向上し、繁殖牛の多頭飼育が進む一方で、近年の飼料価格の高止まりは生産コストを押し上げる結果となっています。

市では、牧場利用の拡大と耕畜連携による飼料自給率の向上を柱に、生産コストの低減を推進しています。畜産農家でも飼料コストを抑制する観点から、比較的に手のかからない、妊娠している繁殖牛を放牧することでコスト削減を図っています。

また、牧場では今年度、堆肥散布による地力増進を図るとともに、県畜産試験場の指導をいただきながら、草地改良を実施して良質な牧草の育成に努めています。なお、来年度からは牧夫体制を現行の3名から1名増員し4名体制とする計画としています。

利用農家の皆様から安心して牧場を利用してもらえるよう、牧夫の管理技術向上と草地の計画的な更新を図り、利用農家の皆様や関係機関と連携して牧場の利用拡大を推進してまいります。

続いて観光資源として宝栄牧場を活用してはとのご提案ですが、市では平成28年度に宝栄牧場の観光資源調査を実施しました。その中で、宝栄牧場の緩斜面を利用したマウンテンバイクフィールドの整備や、キャンプ場としての利用、積雪期におけるエアボード、スノーシューハイキングといったアクティビティ利用など、宝栄牧場の広大な自然景観は観光資源としても高いポテンシャルを持っているとの報告を受けております。一方、観光利用するためには、身障者用トイレや

駐車場の確保、国道347号からの道路の拡幅など、ハード面の整備が新たに必要となります。

また、近年の豚コレラや鳥インフルエンザ、口蹄疫などの家畜伝染病がアジア各国で発生しており、牧場の出入口部分には消石灰を散布して、防疫体制にも十分配慮している状況です。さらに、牧夫が不在となる夕方から翌朝までは牧場内の道路を封鎖して、放牧牛の安全確保にも努めています。地区公民館が開催する星空観察会など、牛の安全が担保される事業については例外的に認めているものもあります。

放牧牛は畜産農家からお預かりした大切な財産であり、宝栄牧場は畜産振興を図るための公共牧場です。その目的を達成することを第一に考え、牧場運営に努めてまいります。

次に、中央診療所と北村山公立病院への負担金についてお答えします。

まず、北村山公立病院についてですが、平成30年度の負担金は、8,407万1,013円で、前年度より1,067万6,187円増加しております。

負担増の原因は大きく3つあります。

1つは医療機器の更新や施設改修による負担の増です。特に平成27年度に電子カルテなどの総合医療情報システムを整備したことにより、平成29年度以降負担金が大きく増加しております。現在、外来エリア改修工事が進められており、来年度完成する予定ですので、今後も施設整備等に要する負担は増加すると考えております。また、今年度は看護師と薬剤師を確保するため、修学資金貸与制度を創設したことで新たな費用負担が発生しております。

2つ目は、医師派遣の停滞や引き上げによって医師の数が減少し、病院機能の縮小を余儀なくされ、稼働病床数の減少や看護師不足による病床の休止により、病床数に応じて交付される普通交付税が減少しているためです。

3つ目は三市一町の負担割合の見直しです。平成28年度までは尾花沢市の負担割合は12%でしたが、人口規模や利用率などを勘案して見直しが図られ、新たな負担割合は14.8%となりました。負担割合は、国勢調査に合わせて5年ごとに見直すこととなっております。平成29年度から今年度までの3ヵ年は、経過措置として段階的に引き上げられております。

次に、どうすれば市からの負担を軽減して、十分な医療を維持できるかとのお尋ねです。

北村山公立病院は、北村山地域で唯一の救急告示病院として、また、断らない医療の提供を目指し、地域

住民の生命と健康を守っていただいております。地域住民が求める医療を、今後も安定的に継続して提供できるよう、計画期間を5カ年とする中期財政計画を策定し、毎年度ローリングによる見直しを行いながら、財政基盤の構築を目指しております。また、将来の医療需要と必要病床数を示した県の地域医療構想を踏まえ、平成30年4月に急性期病床60床の減少を実施し、温泉を活用したリハビリテーションなど、独自の取り組みを行い、特色ある診療の構築と経営の活性化を図ってきております。しかし、医師不足による診療業務の縮小で患者数が減少していることや、施設の老朽化により修繕が絶えないなど、経営は厳しさを増しており、市からの負担を軽減することは難しい状況です。このようなことから、市では毎年、北村山公立病院への財政支援について、国や県に対し要望活動を行っております。今後も地域住民が安心して医療の提供を受けられるよう、北村山唯一の基幹病院を三市一町で支援していく必要があると考えております。

次に、中央診療所についてお答えします。

中央診療所への負担金ですが、平成30年度に財源補填分として一般会計から繰り出された金額は、1億1,570万1,000円で、前年度より22万6,000円の増にとどまっています。平成27年度と比較すれば、4,823万1,000円の増となっています。

負担増の原因ですが、市内医療機関の増加や人口減少等による患者数の減少により、診療収入が減少していることや、19床あるベッドの利用率が低いことが主な原因と考えております。

中央診療所については、このようにさまざまな課題があり、年々一般会計からの繰出金が増加していることから、昨年11月に中央診療所あり方検討委員会を設置し、今後の診療所のあり方について検討をはじめております。中央診療所が地域医療の中で担うべき役割と、公的医療機関としての必要性の明確化を図り、経営改善を進めていくために、あり方検討委員会の中で議論を進め、今後の方向性を示していきたいと考えております。

次に、都市計画マスターplanについてです。

先の星川議員のご質問にもお答えしましたが、再度お答えします。

平成13年5月に策定された現行の尾花沢市都市計画マスターplanについては、目標年次を令和2年とし、途中、平成27年5月に改訂を行い、都市計画街路事業や宅地開発事業、下水道事業、流雪溝整備事業など市街地整備を進めてきました。この間、都市計画道路尾

花沢大石田線や中学校隣接線、尾花沢駅長根線が完成し、沿線には尾花沢警察署、尾花沢消防本部、大型店舗や農協施設、住宅などが立ち並び、街の様相が大きく変化してきております。都市計画街路事業と併せて整備した花笠ニュータウンは、全37区画を完売し、新たな市街地を形成しております。また、下水道の整備面積は約44haから181haと大きく進歩し、市街地の環境改善に寄与しております。本町市街地の流雪溝整備については、約93%の整備率となっており、雪に強いまちづくりの推進が図られております。

第2次都市計画マスターplanの策定にあたっては、少子高齢化や過疎化など社会情勢の変化、土地利用の現状及び都市施設の整備状況等を十分に勘案し、問題点や課題を整理し策定してまいります。現行の都市計画マスターplanの進歩状況などの成果や評価につきましては、策定検討委員会、幹事会において十分に検証し、現在の進歩状況及び将来の見通し、本市の都市構造の特性や課題等を整理し、第2次都市計画マスターplanの中に盛り込み、本市の今後20年間のまちづくりの指針となるよう策定してまいります。

第2次尾花沢市都市計画マスターplanの策定には、都市づくりに対する市民の意識や考え方、ニーズを的確に把握し計画に反映させてまいります。市民からの意見を取り入れるための方法については、住民アンケート、市民策定委員会、市民座談会、地区別説明会、パブリックコメントなどを実施し、幅広く各年代層からの多様な意見収集に努め、計画に反映させてまいります。

第2次尾花沢市都市計画マスターplan策定完了後の周知については、内容を広く市民にご理解いただくため、市のホームページに公開してまいります。また、計画の概要版の作成や計画内容が分かるチラシなどを作成し、より多くの市民から内容を知ってもらえるように努めてまいります。

計画策定後の進歩状況の周知ですが、都市計画マスターplanは今後20年間の長期にわたる計画であり、計画の適正な進歩管理や見直しを行なう必要がある場合などに、計画の進歩状況や課題等を市民に周知し、市民の意見を頂戴しながら、都市計画マスターplanの適正な見直しを図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

安井議員。

◎4番(安井一義議員)

ご答弁、誠にありがとうございます。再質問ということで、まずははじめに、宝栄牧場の件について再質問させていただきます。

複合経営の方が大半になり、農業繁忙期の労働力不足を解消するための事業ということで当初行われていたものが、専業大規模化ということで、その頭数が減ってきてているということのご回答ということで、ありがとうございました。去年、一昨年は100頭を超える頭数が宝栄牧場のほうで飼育されていましたが、それまでは50頭まで下がってきているような状況がありました。これについてはやはり、肥育牛が増えてきていると、宝栄牧場にお願いする農家の方が増えているという認識でよろしいかと思います。その中で尾花沢市内以外の方の牛を預けていらっしゃる方というのはいらっしゃるかどうか、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

市外の方が宝栄牧場を利用されているかというふうなお尋ねでございますけれども、村山、大石田、最上管内、こちらのほうから肉牛と乳用牛、こちらのほうをお預かりしてございます。

◎議長(大類好彦議員)

安井議員。

◎4番(安井一義議員)

ありがとうございます。尾花沢市の牧場という位置付けであれば、本来は尾花沢市というふうに十分に活用していただく中で、その余力の部分ということで、お預かりしているということでないかと思いますので、こここのところは他市町村からの受け入れもしているということで、十分に宝栄牧場に預ければいい環境で、しっかりと育っているということを周りの近隣の市町村にもPRできるかと思いますので、十分に管理された牧場ということでの運営をよろしくお願ひしたいと思います。

畜産クラスター事業ということで、尾花沢生まれ、尾花沢育ちということで、生産を推進してきたということで、宝栄牧場のほうに飼育をお願いしたくても、各農家さんのほうでできるような環境になってきていることがありますので、今後は非常に位置的には、再生可能エネルギーとか、観光資源とか、その冬のアクティビティ以外でも、これから活躍するであろう再生資源、風力発電とか太陽光発電とかの設備ということでの、ベース的な所の環境もできるのではないか

かと思いますが、その辺の対応についてはいかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

先般も再生可能エネルギーの関係で、民間事業者が宝栄牧場のほうで、風力発電等を検討されているというふうなことでございますけれども、まず先ほど市長が申し上げましたように、お預かりしている牛は農家の財産であると。あと牧場については、これを育てるための、大切にお預かりするための牧場であるというふうなことを第一に考えてございますので、そういうふうな再生可能エネルギーも、確かに活用としては、方法としてあるかと思いますけれども、お預かりしている牛に対しての影響があるのかないのかというふうな部分を、十分検討させていただきたいなと思います。

おおちょっと、観光面については、先ほどこれも申し上げましたけれども、いろいろな口蹄疫とか、いろいろな病気が今発生したことでもございまして、防疫については大変気を配っておるところでございます。そういう観点からも、遠くから眺めていただく分には一向に支障ないかとは思いますけれども、牧場内に入って来られるっていうふうになってしまふと、この防疫の体勢が崩れるのではないかという懸念もございます。その辺は十分、両方考えていかないとうまくないかなというふうに考えてございます。

◎議長(大類好彦議員)

安井議員。

◎4番(安井一義議員)

ありがとうございます。課長の仰るように、防疫面、あと安全面ということで、非常に課題はたくさんあります。その辺のところ十分加味していただいて、できるところから少しづつということでもありますが、活用をぜひご検討いただきたいと思います。

あと近年の飼料価格の高騰ということで、専業されている方が多いということですが、ほかの農作物でなくて、飼育されている方も牛を預けることで、牛舎のほうに飼育している手が非常にかけられるということで、より品質の良いものになるのではないかと思いますので、決していろんなものを作っている中でやるということでもなくて、専業の方でもきちんと管理していると、おいしいおいしい、栄養のある牧草をということでのPRもよろしくお願ひしたいと思います。

では次に2番目として質問させていただいた公立病院の負担金が増えている件ですが、やはりその設備の

更新と、あと医師、看護師の確保という観点から、非常にその金額を貢えるだけの利用がないのではないかという回答だと思います。負担金を減らすということではなくて、なぜ負担しなきやいけないのかいうところが大事でないかと思います。決して減らせということではなくて、必要なところには十分手当をして、皆さんも、北村山公立病院であれば、救急として、あそこの病院に行ったんだという安心感を持っていただいて、診療していただけるような環境もきちんと整備していくことだということなので、ただ単にその負担金が増えているのでだめだという質問の内容ではないということで、ご理解をいただきたいと思います。やはり負担割合が変更になっていたりということで、財政のほうの負担になっていることは事実ですので、そのところは、できるだけ市民の税金が使われているわけですから、きちんと増えた、増やしたいというところが分かるような形での、きちんと対応させていただいているところを報告していただければというふうに思います。

あと3番目の都市計画マスタープランの策定についてですが、今から意見収集に努め計画に反映させることですけれども、決まったことに対して市長のほうは、これで良しということでの判断をされて、マスタープランができ上がるということでおろしいんでしょうか。よろしくお願ひします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

そういうふうな内容ではないというふうにまずお答えさせていただきます。先ほど答弁したとおり、これから1年間をかけて、どういう内容でやっていくのか、どういう形で市民の声を聞くのか、先ほど答弁したとおりでございます。そういう点をしっかりと吟味なさっていただいて、そしてこれから20年間の計画をどういうふうに持っていくのか、しっかりと夢を盛り込んでいきながら、現実は現実としてしっかりと受け止めながら、そして議員の皆様方からもチェックしていく形になっております。ですから、こちらのほうで勝手に作ってそれで進めるというものではございません。十分ご理解いただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

安井議員。

◎4番(安井一義議員)

ありがとうございました。マスタープランというと、これから20年先の尾花沢市の姿が見えるような計画になってくるのではないかというふうに思います。

平成27年に報告されていた都市計画マスタープランを見ても、非常にここは都市計画、用途地域とかではなくて、全体的にこういう方向で進むよという形で、非常に多岐にわたって計画されているものですので、簡単にじゃあ、こういうふうに作り変えてということにはならないかと思います。ただ今後20年を見据えた上で、10年後には確実に学校とか、小学校、中学校の統合もしくは、空き家とかが増えてくる、まちの中であっても、限界集落も家はあるんだけど人もいないというところが、これから出てくるというふうに私は感じています。実際にその地元、上町地区でも非常に空き家、空き地があって、手つかずのままで、開発ができていない、開発するのに非常にどうしようかなというところが見えてこないところがありますので、そういうところもきちんと、計画の中で分かるような形でよろしくお願ひしたいと思います。

その中で1つは流雪溝の整備が93%の整備率ということですけども、この93%というのは、数字はどこからどういうふうに出したものなのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(近藤二弘君)

流雪溝の整備率についてでございますが、平成28年度に流雪溝整備計画の全体計画の見直しを行ってございます。その中で、新たにその中で見直した本町地区の流雪溝の全体延長、国道も含みます県道、市道全体の延長、その中で整備がなされて完了しているものが93%というふうなことでございます。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

安井議員。

◎4番(安井一義議員)

ありがとうございます。計画の中の93%、これは距離でということでよろしいでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(近藤二弘君)

距離、流雪溝の延長でございます。今現在その具体的な距離、今ちょっと手元にございませんけれども、距離で全体の計画延長に対する、完成している延長の割合でございます。

◎議長(大類好彦議員)

安井議員。

◎4番(安井一義議員)

ありがとうございます。数字として出すにはやはり、延長のどれくらい進んでいるという進捗が一番いいかと思います。ただ流雪溝整備の中に含まれない地区、家ということもあるかと思いますので、距離だけではなくて、全戸がその流雪溝の利用できるような形での整備のほうも、ぜひ数値のほう出していただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。これ要望ですので、特に回答ということでは。

あと最後に1点、都市計画マスターplan、夢のある計画ということで市長が仰ってましたので、市民の皆さんのお意見をぜひ吸い上げていただいて、良いものにして、夢のある、絵本ではないですけれども、こんなふうに尾花沢、今後20年進むんだということが分かるような形での、提案ができるような形での報告をよろしくお願ひします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、安井一義議員の質問を打ち切ります。

次に13番 鈴木裕雅議員の発言を許します。鈴木裕雅議員。

[13番 鈴木裕雅議員登壇]

◎13番(鈴木裕雅議員)

約半数の議員による一般質問が終わっておりますので、質問が重複している場合がございますが、ご容赦ください。

まず、はじめに学園都市構想と学園構想について伺います。

本市の将来的な学校のあり方について、市長の10ある選挙公約の1番目は、学園都市構想という言葉を使っていましたが、就任後は学園構想と言葉が変わっていきます。本定例会での施政方針には、学園都市構想という一文があり、予算書には事業名が学園構想等資料作成業務委託料、目的は、学園構想等に係る資料作成という一文も見られます。学園都市構想と学園構想は別物なのか、同一なのかお伺いします。違うものであればその違いを、同じであればなぜ言い換えたのかを伺います。

また、構想の進捗状況と今後どのように進めていくかも併せてお聞きします。

次に、農業の今後のあり方について伺います。

農業の経営形態について、昨今は大規模経営を推進する流れにありますが、本市では今後どのような経営形態をとっていくことが望ましいと考え、どのような施策を講じているか伺います。

次に、河川整備について伺います。

豪雨や台風の影響で破損している箇所や、経年により弱く崩れやすい部分がありますが、市管理の河川について、今後の災害対策としての整備をどのように進めていく考えか伺います。

また、整備方法としては現状復旧が基本ですが、同じ規模の豪雨や災害により、同じ箇所が破損することが考えられます。現状復旧で終わるのか、または護岸整備など補強、強度を増すような整備を進めていくのか伺います。

次に、空き家対策について伺います。

市内全域で空き家が目立つようになってきました。管理されている空き家が多いようですが、中には半壊している場合も見られます。本市の空き家対策において、現状抱えている課題は何かを伺います。

以上が演台からの質問になります。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄君登壇]

◎市長(菅根光雄君)

鈴木裕雅議員から、大きく4点についてご質問をいただきました。順次お答えします。

最初に、学園都市構想と学園構想についてお答えいたします。

先日も星川議員からもご質問ありまして、あのように丁寧にご説明したつもりでございましたが、再度またこのような質問になって、非常に残念に思います。もう一度ご説明申し上げます。

まず学園構想ですが、先の伊藤議員、星川議員の答弁の際にも申し上げましたとおり、おもだか保育園や尾花沢小学校の老朽化に加え、想定を超える少子化が進行する中にあっても、学校としての機能が発揮され、適正な人数によって子どもたちが健やかに成長することを願っての構想です。保育所と小学校を一体的に整備することで、グラウンドや駐車場が共有できるほか、保育所と小学校の連携も図れるなど、効率的、効果的な教育環境が整備できるものと考えております。このように教育環境の向上に焦点をあてた施設整備を学園構想と位置付けております。

これに対し、学園都市構想とは、学園を核としたまちづくりを指しています。新たに保育教育施設を整備することとなれば、それらの施設に関連して社会資本整備にも影響が及び、人の流れ、さらには、本市のまちづくりそのものにも影響を及ぼすこととなります。本市に賑わいと活気をもたらすためにも、学園構想を

核としたまちづくり、学園都市構想に取り組みたいと考えております。

次に、進捗状況と今後の進め方についてお答えします。

現在の進捗状況は、府内関係課により情報共有を図りながら、県内外の先進地を視察し、事業の進め方などについて調査研究している段階であり、来年度は、候補地となりうる所はどこにあるのか見極めるための土地の現状や利用規制、土地情報などの把握と整理に取り組みたいと考えております。

学校教育検討委員会の提言に対しては、教育委員会だけでなく、総合教育会議においても、地域や保護者の意見を十分聞きながら進められたいとの意見を頂戴しておりますし、学園を核とした学園都市構想は、市民の方々にとっても重要な事案となりますので、今後、各地域で開催を予定している第7次総合振興計画や、都市計画マスター・プラン策定のための話し合いの場で市民の皆様のご意見もお聞きしてまいります。

次に、農業の今後のあり方に関するお尋ねですが、国では農業の担い手不足や農地面積の減少を背景に、農業の効率化と生産性を高めることを目的として、農業の大規模化や農地中間管理機構を通じた農地の集積、集約化を推進しています。本市の人・農地プランで、中心的経営体として位置付けられている担い手が経営する農地は平均で約35%、基盤整備された平坦部では8割を超える農地が担い手に集積されています。一方で、中山間地域の多くは集積率が低く、家族経営によって農業が営まれ、農地が守られている結果となっています。

こうした中、国では昨年12月、農業生産基盤強化プログラムを策定し、中山間地域や中小規模の家族経営農家も含め、幅広く生産基盤の強化を図っていくことが新たに示されました。これまでの大規模化の流れに加え、中小規模の家族経営農家も含め、持続的な農業の発展に向けて取り組んでいくことは、中山間地域等を多く抱える本市にとって、大きな意義を持つものと捉えております。

意欲のある中小規模の農家については、市単独の元気な農業支援事業をはじめ、国、県の支援制度も活用しながら、農業所得400万円以上を確保できるよう、必要な農業用施設整備や機械導入に対して支援してまいります。さらに、農業所得800万円以上を目指す取り組みとして、山形県の法人化アドバイザー派遣事業も活用しながら、農業経営の法人化に積極的に取り組んでおり、今年度は2月末現在で、集落営農法人1件

を含め、6件の新たな法人が誕生しています。法人化することで、経営管理意識や対外的信用力の向上、幅広い人材の確保など、大きなメリットがありますので、今後とも関係機関と連携して、農業の規模拡大と法人化を支援してまいります。

一方で、高齢化や後継者不在を理由に離農される家族経営の農家も増えており、個々人への支援だけでなく、地域全体で農業を守っていく取り組みにも支援は必要不可欠と考えています。市では、人・農地プランに基づく地域の話し合いを支援するとともに、農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約化を推進していくことが必要と捉えています。それゆえ関係機関や各集落と連携した取り組みを進めてまいります。

次に、河川整備のご質問についてお答えします。

近年頻発している豪雨や台風によって、破損している河川の補修については、可能な限り公共土木施設災害復旧事業による復旧工事を国に申請し、災害査定による認可を受け、補助金の活用による費用負担の軽減を図りながら復旧工事を進めております。災害復旧事業では、原型復旧が原則となっており、河川幅を広げるなど改良的な工事は認められませんが、ブロック積やフトン籠工による護岸復旧など、補強、強度を増すような復旧工法で補修工事を実施しております。また、河床に堆積した土砂を撤去し、河川の流下能力の向上を図るなどの対策を実施しております。しかし、公共災の採択基準に該当しない被災箇所や、経年により弱く壊れやすい部分の対応に関しては、市の単独事業として対応するしかなく、大型土のうの板柵工などの簡易的な工法で実施せざるを得ない状況です。限られた予算の中で、河川の機能を維持するため、補修や管理办法については、関係者とも相談しながら対応させていただいております。

次に、空き家対策についてお答えします。

空き家の増加は全国的な課題となっており、本市においても例外ではありません。危険空き家の除却を促進するため、不良住宅除却促進事業にも取り組んでおりますが、今年度の空き家調査では、市内に300件の空き家を確認しており、昨年度よりも増加している状況です。

空き家の有効活用対策として、空き家バンクの設置や空き家情報サイトの開設により、有効活用を促しておりますが、物置などとして利用しているケースも多く、空き家バンクの登録件数が思うように伸びないことが課題の1つとなっております。引き続き、家財道具の処分費用を助成する空き家活用支援事業や空き家

相談会を継続しながら、空き家バンクへの登録促進に努めてまいります。

空き家の中には、所有者が不明であったり、相続登記がなされず管理者が明らかでないものもあり、大きな課題となっております。毎年、空き家の適正管理を文書にて依頼しておりますが、管理者がはつきりしないため、通知できない物件もあります。

空き家をこれ以上増やさない取り組みを推進するとともに、現存する空き家で管理者が不明なものについては、明確にしていく手立てが必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長（大類好彦議員）

鈴木議員。

◎13番（鈴木裕雅議員）

自席より順次何点か再質問させていただきます。

学園都市構想と学園構想の質問、各議員から何点か出たわけでありますけれども、市民や我々議員の関心が非常に高いということがあげられると思います。また我々市議会は、通告制をとっておりますので、各議員で調整せずに通告を行っておりますので、質問が重なったことを改めてお詫び申し上げます。

施政方針では、まちづくりを意味する学園都市構想、予算案では施設整備を意味する学園構想を使われております。どちらも資料作成を意味するものでありますて、学園都市構想は都市と入ってるほうはまちづくり、入っていない学園構想のほうはハード面である施設整備でありますけれども、資料作成をするということで、両方のものを使っておりますけれども、これは私は統一したほうがいいのではないかなと思います。資料作成をするのであれば、どちらかというと施設整備のほうになるんでしょうか。私は統一したほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（大類好彦議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（加賀孝一君）

ただ今議員のほうから、使い方をきちんとしたほうがいいんではないかというご質問をいただきました。確かに施政方針のほうでは、学園都市という、いわゆるまちづくりの言葉を使わせていただいてございます。予算書上はいわゆる施設、いわゆるハードがどの程度になるのか、そういうものを作り上げるためのベースとなる資料を作るために、学園等資料というふうな形を取らせていただいたところでございます。今後につきましても、そういうきちんとした使い分け、いわゆるハード部分については学園、それ以外のいわゆ

るまちづくりに関わるようなものについては学園都市、こういったことできちんと使い分けをさせていただければというふうに思っております。

◎議長（大類好彦議員）

鈴木議員。

◎13番（鈴木裕雅議員）

はじめのこの質問というのは、私はちょっと意地悪な質問かなと思って、質問するべきではないとも思つたんですが、市議会議員として長年務められてきた菅根市長であります。私の大先輩であります。言葉の中で生きてこられた市長が、このような間違いをするはずがないという思いもあり、必ず何か意味があつて言葉は変わっているものだという思いから、改めて質問させていただきました。不躾な質問だったとは思いますが、どうぞご容赦ください。

また進捗状況と今後の進め方につきましては、各議員から質問が出ておりますので、この部分は割愛させていただきます。ただ教育上、文部科学省のほうから、答弁のほうにも適正な人数とは何人かという部分、答弁の中で、「学校としての機能が発揮され、適正な人数によって子どもたちが健やかに成長することを願つての構想です。」という前のほうの文章がありますけれども、この適正な人数というのは、文部科学省のほうから示されているのでしょうか。

◎議長（大類好彦議員）

教育長。

◎教育長（五十嵐健君）

お答えします。現在の文部科学省が示している適正規模というのは、小、中ともに12学級から18学級を基準として、ただし、地域の実情等に応じていくということになっております。以上です。

◎議長（大類好彦議員）

鈴木議員。

◎13番（鈴木裕雅議員）

地域の実情に合わせてという部分が非常に大切な部分ではないかなと思っています。先日の一般質問の中でも、ある議員の方のほうから、私は統合には反対であると。地域性を重視するべきだという意見がありました。私も現時点では同感であります。統合を進めるか進めないかではなく、学校を地域に残すのか残さないかという観点から、やはりこの話は進めるべきであります、結果はどちらになるかはまだ分かりません。そのために我々は議論をしているだけありますので、ぜひ、残すのか残さないかという点で、地域になるべく私は残す観点から議論を進めていきたいと思います

ので、今後とも市民の方とも意見を交換しながら進めていきたいと思います。1年半これから議論が進むというふうに市長から答弁があるわけですが、その1年半の中で、市長自身の考えというものはどの時期に、どちらがいいというふうに自分が思っているかという点は表明されるんでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)
市長。

◎市長(菅根光雄君)

お答えいたします。まず今までお話をとおり、地域の方々、保護者の方々、そしていろんな形での意見を皆さんから頂戴いたします。その中で形成していくたいというのが第1番目でございます。ただ今まで、平成19年に案を示して、21年にこれまでの統合問題を決定させて、25年までにかかって統合を進めるという形でやってきておりました。先日もお話をとおり、上柳小学校が19年で示された案は、地域で猛反対があって、そして21年の結論には現在のままでいくという形で出しました。その当時、その地域の方々からも、このままでいいんだということでやられました。ですから、その後数年経って、総務文教常任委員会のほうにも請願が出されました。そういうことも含めて、地域の人たちがその時に良いと思って、そして結論を出した、わずか数年でこういう状態になってしまうのかと。それがある意味動かされたのは、やはり地域の声だったと思うんです。例えばこの4月から統合される玉野中学校、鶴子小学校、これはこちらのほうから提示したというよりも、むしろ地域の皆様方が、保護者の方々がしっかりと話し合ったと。その上の結果でございます。ですから私のほうでこうだああだと言う前に、まず皆さんの声を聞いて、残せと言うならば残していいと思います。ただその数年先に、統合してくださいと言われた時に、教室に入れるか入れないかという問題が出てきます。玉野中学校の時にも同じようなことで、委員会でも議論した経過ございます。そういうことを含めて考えていった時に、老朽化してきている尾花沢小学校をどうするのかと。それと切り離して考えるのではなくて、全体として考えることもしっかりとやらないといけないだらうと。そして今回提言いただいた内容を見た時に、大方はこういうふうな考え方なのであらうと。でも市民の皆さんには果たしてどうなのか。地域のさんはどうなのか。保護者のさんはどうなんだろうか。それに加えて子どもたちはどうなのか。非常に大事なところだと思うんです。それを地域の皆さんが、いやもう統合すべきだという

ふうに結論を出すならば、それはそれに即応した形でやつていかなきやいけないと思いますし、これまで統合してきた宮沢学区も中学校が尾花沢中学校に統合されて、宮沢地区から統合するのではなかったという声は、残念ながら聞いておりません。統合して良かったと、子どもたちの保護者からも、思う存分部活ができるようになって良かったと言われております。福原中学校についてはどうなるのかと今後考えた場合に、玉野小学校も常盤小学校も、いろんな形で地域の皆さんのが声をあげてくると思います。そういう声を大事にしていかなきやいけないと。私のほうで軽率にこうしますなどとは、なかなか言えるものではない。あくまでも声を聞いてから、その上で思案の中で、議員の皆さんにもいろんなご意見を賜りながら、実現させていきたいというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)
鈴木議員。

◎13番(鈴木裕雅議員)

もっともな市長の意見だと感じました。地域の声は非常に我々にとって大切なものです。地域の声を聞いて、行政に政治に反映させるのが我々の使命であります。しかしながら、我々のもう1つの使命は、その先をやはり見ながら議論しなければならないというところであると思います。そういう思いもあって、前出の議員と私は、統合を現段階では進めずに、地域に残したいという思いで発言をしました。

また先日教育長のほうから、土台を作るのが義務教育であるという旨の答弁がありました。感銘を受けた答弁であります。ぜひこういった気持ちを我々みんなが共有しながら、地域の学校のあり方、どういう都市の作り方がいいのかという部分を、これからさらに進めていこうと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

次の再質問に移ります。農業の今後のあり方であります、本市において平坦部というのは、限られた部分になります。だいたいが中山間地が占める部分でありますけれども、集積が中山間地は進まない、農地の傾斜が大きいですから、なかなか進まないというが現状であります。平坦部の大規模化はある程度は進んでいますが、まだまだこれから手をかけて集積、1人の農業者に対して、法人に対して土地を集めるという、集積という行動も、これから行っていかなければならぬと私も思います。中山間地でも、ある一定の農地の集約化、集積というの、私は行うべきだと思

いますが、中山間地においても、大規模な区画整理というのは難しいですが、一定の規模での集積、集約化というのは行っていくんでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

中山間地での集積、集約というふうな形ですけれども、先ほど市長からも申し上げましたとおり、国では農業の担い手不足というふうな視点から、集積、集約は進めざるを得ないのかなというふうに、国のはうでは考えていらっしゃるようでございますし、当然尾花沢においても、中山間地多く抱えてございます。その中で、農業の担い手、若手も育ってきつつはありますけれども、それでもやっぱり担い手としては数は少ないと感じております。ですので、尾花沢の農業を守っていくためには、今現在頑張ってくださっていらっしゃる農家、担い手の方にやはり、集めざるを得ないのかなというふうには思っております。ただ必ずしも、限られた担い手にだけ集積するのではなく、集落営農というふうな形で頑張っているところも、まだまだございますので、いろいろなやり方はあろうかと思います。そういうふうなものについては、人・農地プランの中で、今後地域の農業、農村をどうやっていくかということを、地域の方々が一生懸命こう話し合っていただきまして、自分の地区にあった農業のあり方、その辺を十分議論していただきたいなというふうに思っております。そのためには、我々も人・農地プランのはうについては支援してまいりたいと思いますし、いろいろな支援策を講じてまいりたいと思っております。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎13番(鈴木裕雅議員)

中山間地におきましては、人口減少の減少率も著しく、若年層の方も地域によってばらつきはありますけれども、少なくなっているのかなと。中でも残っている方で農業に従事されている方に対する集積というのは、どんどん進めるべきだと私も思いますし、また移住者で農業を希望する方にも、農地を集積した場所を最初から貸す場合、譲る場合というのは考えられますけれども、可能性が出てくることが望ましいと思います。そのためにも、中山間地でもある一定の農地の集積、集約を進めるために、人・農地プランを各地区ごとに進めていくべきだということではありますけれども、この地区で進めて、若者がいる地区は人・農地プランで集積進みますけれども、若者がもう現段階で、若者

をどこまでと定義するかにもよりますけれども、いらっしゃらない地区もあるようあります。そういうたた場所を、誰がどうやって農地を集積したものを管理していくのかという部分まで含めた人・農地プランの進め方、作成というのは、これから課題になってくるかなと思いますので、ぜひこの辺を気を付けていただきながら、あるいは隣の地区に相談をするなどして進めただければと思います。

また農業所得400万円を確保することを目指すということではありますけれども、この中山間地での農業所得400万円というのは、私は非常に厳しい数字であると考えています。中山間地で農業で400万円の所得を得るには、品目や面積などいろいろ考えなければならぬことがあります、質問通告していませんけれども、どういった品目をどれくらい作ればいいという試算というのは、行政のはうでは行っているんでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

當農形態によりまして、水稻であれば、いくら作ればどれくらいの所得が発生するというふうな、農協で示されている計画なんかはございますけれども、必ずしもこの計画が、中山間地に適合するかというふうな部分では、なかなか尾花沢全体の計画の中での数値計算式になってございますので、すぐこう示してくださいと言われますと、なかなか厳しいものはございます。ただ尾花沢では、スイカというふうな大きな品目は確かにございます。これが中山間地、果たして全て合うわけではございませんので、その辺はいろいろほかの品目、他所でも中山間地を多く抱えている地域がございます。そこではまた別な品目で収益を上げていらっしゃるところいっぱいございますので、そういうところも参考にしながら、ぜひ中山間地でのトップランナ一育成を我々も考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎13番(鈴木裕雅議員)

農業の言葉の中に、適地適作という言葉があります。適した場所で、適した作物を作る。これは農業をする上で基本になるわけですけれども、尾花沢の中でも適地適作、その中でも特に適しているのがスイカであると私も捉えています。ただこのスイカも、尾花沢の全域で作れるわけではなく、おいしい尾花沢スイカを作

るには、限られた場所で作るということが条件になります。日照が確保できることが条件になると思いますので、このスイカの適地を含めた、ほかの他品目も、この地域ではこういった作物が有効であるという、ぜひ適地適作表などを作成していただきながら、人・農地プランを進めていただきたいと思います。

次の再質問に移ります。災害対策としての河川整備は本市において、どの事業を行う上でも大切なこともありますけれども、事業を行う上で、我々が第1に考えなければならないことは、市民の生命と財産を守ることであります。国において事業が採択された場合には、その事業の概要に沿って事業を行わなければならぬわけですが、本市独自での単独事業で、簡単な方法で、河川の復旧を実施している場所、ここには私はさらに予算をかけて、市民の生命と財産を守ることをさらに優先させなければならないと思いますが、財政上厳しいという答弁でありますけれども、財政課長、私はここにさらに財源を確保するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

財政課長。

◎財政課長(高橋隆君)

今仰られたように、市民の生命、それから財産を守る使命というものが市のほうにはあると思います。ただ、限られた予算でありますので、事業のほうの中身を取捨選択しながらしていくのも、財政課としては仕事の中でありますので、そちらのほう選択しながら予算のほう配分していきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎13番(鈴木裕雅議員)

ぜひ適正に精査していただきながら、さらに河川整備の予算を確保を努めていただければと思います。我々議員も予算確保について努力を惜しまないつもりであります。

次の質問に移ります。空き家対策について伺います。ちょっと答弁で気になった点がありますので、私が再質問の本題に入る前に、その答弁についてちょっと伺いたいんですが、通知できない物件があると、郵送が届かないということだと思うんですけれども、管理者がはつきりしていないため、通知できない物件もありますという答弁がございます。確かにそういう物件あると思うんですが、こういった通知できない物件の税金というのは、どういうふうになっているんでしょうか。この部分、通告はしていないんですが、お願

いします。

この部分、通告しておりませんので、後ほど答えをいただきたいと思います。議長よろしくお願ひします。

◎議長(大類好彦議員)

市民税務課長。

◎市民税務課長(小関嘉行君)

申しわけございません。課税サイドから申し上げさせていただきますと、空き家、全部で300件ほどあるということでございますけども、今現在であります、ちょっと相続の関係とかで、連絡先が分からぬということで、通知ができないというものは、4件ほどあるという状況になってございます。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎13番(鈴木裕雅議員)

この4件についての建物に対する固定資産税のようないものは、どうなっているかという質問でありますけれども、後ほど課長答弁結構ですので、書類でいただければと思います。よろしくお願ひします。

300件の空き家が尾花沢市内にあるということであります。数えたことは私はなかつたでありますけれども、300件の空き家があるというのは、ちょっと多いなと。私が思っているよりも多かったなという印象であります。これが昨年よりも増え、来年には増えないよう、我々努力をしているわけでありますけれども、この300件の空き家以外にもおそらく空き家があって、空き家バンクなどに登録数が伸びないということだと思うんですが、この空き家の登録が伸びない理由というのが、所有者が不明であるということ。管理者がまた不明であるということがあげられるかと思います。答弁のほうでもそういう答弁だったと思います。ほかの自治体、特に山形市では、所有者が分からず、放置されたままになっている空き家の撤去や、利活用を進めるために、司法書士会や行政書士会との協定を結んでいます。また、山形市の隣の上山市では、道路や区画の変更も含めた、中心市街地の再生を考えましたが、民有地の取り引きに市が直接関わることができないために、再開発を担うNPO法人を設立し、補助金により活動を支援しているようあります。またこのNPO法人のメンバーには、宅地建物取引士や土地家屋調査士が加わり、採算性を確保しつつ事業を進めるとしておりました。このNPOのほうに、静岡大学だったと思いますが、全国でも珍しいのですが、大学が参加して授業を行っているようあります。本市、尾花沢市でも問題解決のために、こういった方たちと

連携した取り組みが必要と考えますが、いかがでしょ
うか。

◎議長(大類好彦議員)
　　総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

ただ今鈴木議員のほうから、県内の取り組みの事例などをご紹介していただきました。県内の自治体におきまして、司法書士の団体と連携いたしまして、空き家対策を進めている事例につきましては、今ありました山形市、それから上山市、それから寒河江市、長井市などというふうに受け止めておるところでございます。

具体的に連携内容といたしましては、山形県司法書士会と自治体の間で連携の協定を交わしまして、自治体に寄せられました空き家に関する相談のうち、法律又は相続、そして契約に関するものにつきましては、山形県司法書士会の協力の司法書士を市のほうで紹介いたしまして、相談につなげているというふうにお聞きしております。先月、総務課のほうでも、先ほどご質問あった件に関わりますが、空き家の所有者等に対しまして、建物の適正管理というふうな依頼の通知を出したところでございますが、通知を受けた方々から、空き家に関する各種のご相談をいただいたところでござります。中には相続に関する相談もございまして、司法書士などへ相談するよう助言等を行ったところでございますが、こういったご提案があったような、司法書士会などとの連携協定を取り交わせばですね、さらに相談体制の充実化が図られまして、そういった相続問題にも、少しでも対応できるのではないかなどというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎13番(鈴木裕雅議員)

この司法書士会や、宅地建物取引士の方と協定を結ぶということが、全ての解決策ではなくて、解決策の入り口であると私は考えています。1つの方法であります。また山形市のはうに問い合わせをしたところ、どういったその空き家に対する取り組みが実際行われたのかという問い合わせをしましたら、相続の相談をする司法書士の方や行政書士の方を紹介しましたと。数件紹介しましたという程度で、実際のその空き家に対して、市がどういうふうに取り組むかというところまでは、まだ至っていません。山形市の方も、まだこれは1段階目であって、これからさらにどういった取り組みができるのか。またどういった相談ができるの

かを含めて、これから検証していくという段階でありますというふうなことでありました。山形市の取り組みや、寒河江、長井、上山などの取り組みもぜひ参考にしながら、本市ではどういった形が一番望ましいのか。どういった形が空き家対策に適しているのかということを考えながら、ぜひ協定もその中の1つの方法として考えていただければと思います。

また答弁の中に、不良住宅除却促進事業が出てきました。非常にですね、除却するには、尾花沢市社会資本整備総合交付金が財源だったと思いますけれども、尾花沢市が考えた非常に良い制度だと私は思っています。ただ100万円×3棟分、3名分と言うんでしょうか、3家屋分と言うんでしょうか、になりますけれども、私はちょっと予算は少ないのかなと思っています。不良住宅の除却ですので、解体だけではなく撤去まで含めてのものが除却だと私は考えていますが、この不良住宅の除却促進事業というのは、解体まででしょうか。それとも除却まで含めるんでしょうか。市長の考えを伺いたいんですが。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(近藤二弘君)

不良住宅除却促進事業の内容についてでございますけれども、ただ壊すだけではなくて、当然その壊したものを見船して、更地にするというふうなところまで含まれるものでございます。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎13番(鈴木裕雅議員)

1軒の家屋を解体して、運搬して更地まで行うのであれば、補助率がちょっと低いのではないかなどと考えています。ぜひですね、この辺も、件数も増やしたいですけれども、補助率もぜひこれから上げていかなければならぬと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

議員仰りたいこと、すごくよく分かります。まず、危険家屋がですね、通行する市民に、ないしは子どもたちに危険な状態をどうやって取り除くのかと言えば、やはりこういうふうな形で撤去する。解体して、そこから解体したものを処理施設へ持つて行くというのが1番理想だと思います。でもあくまでも個人の財産です。先ほどとも関連出てきてしまうんですけども、結局相続人をどうやって洗い出すかというところは、や

はり普通の市民であれば、なかなか分かるものではございません。実際に窓口に来て、市役所の市民課で相続をしたい、戸籍関係を揃えたいんだと言っても、職員も全て網羅できているわけじゃありません。そこにやはり専門の方々の知識が必要になってくる。実際に一代だけの相続なら、そんな手間はかかりませんけども、三代、四代、ひいては家督相続制度のあった頃まで遡りますと大変な状況になります。私もそういった関連の仕事をやっておりましたんで、過去相続関係やった時に、相続人が160人超えた時にはびっくりいました。でもそれを1つひとつやらなくちゃいけないと。依頼を受けてやったわけでございますけども、その時はやはり2年半はかかりました。実際に専門の知識が必要であるというふうに私も認識しておりますし、そしてその個人の財産が危険な状態になっている、それをどうやって防ぐかと。相続人の皆さんがあなたを認識した上で解体し、撤去するというふうになるのが一番理想なんですけど、なかなかそうならない事例もたくさんあります。そうした時に市のほうで、やれる範囲でやるとなった時に、闇雲に補助金を増額していくといいかどうか、そこまで考えなくちゃならない部分もあると思います。課題はそこに、本当にいろいろありますんで、やれる範囲でまずやる、3棟だけなのかということですけども、まず3棟の予算を置いておいて、その上で申し込みが多数あった場合には、さらにそのほかの手立てをとって対応していくという形になると思います。ご理解いただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎13番(鈴木裕雅議員)

市長のどう思われているかというのが今はっきりと分かりました。心からの答弁だったと感じます。ありがとうございます。

空き家対策を進める上で、この相続されていない部分をどうするかというのも大きな問題であります。市長が仰るように、年月がかかる、人手も多くかかるものであります。大切なのは、この部分を進めることでありますけれども、相続の部分を進めることでありますけれども、相続人が分からぬ状況を作らないこと、こういった状況をこれから作らないということも大切なことであります。そのためにも、行政から何ができるのか、司法書士会や行政書士会との提携によって、どう進めていったらいいのかも含めて考えていただきながら、進めていただければと思います。

私からの一般質問を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、鈴木裕雅議員の質問を打ち切ります。

ここで15分間休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

◎議長(大類好彦議員)

再開いたします。

この際申し上げます。市民税務課長より、発言の申し出がありますので、これを許します。市民税務課長。

◎市民税務課長(小関嘉行君)

先ほどの鈴木議員のご質問の中で、課税の上での納税通知書が、相続人の関係で宛先が分からぬということで、届かない場合はどのような対応かというご質問でございますけども、そういった際に課税保留という基準を設けてございまして、そういった中で、一旦課税を保留いたしまして、その後何らかの形で追跡調査を行いまして、最終的に納税に対応できる方を探すなりの対応はいたしているところでありますが、まずはそういったことで、一旦課税のほうを保留させていただくというような対応になってございます。大変失礼しました。

◎議長(大類好彦議員)

次に14番 鈴木清議員の発言を許します。鈴木清議員。

[14番 鈴木清議員 登壇]

◎14番(鈴木清議員)

通告にしたがいまして、令和2年3月定例会の一般質問をさせていただきます。私の質問は大きく3つであります。

1つ目は保育行政についてです。2019年10月に幼保無償化が始まり、本市は3歳以上の副食費も全額助成していただいております。これからは保育の質の改善に取り組むべきと考えます。以下2点についてお答えいただきたいと思います。

1つ目は、昨年10月9日に玉野保育園の園児が、上柳健康増進施設において、自衛隊訓練を見学し、木銃訓練(銃剣道)を体験していますが、どういう考え方で見学、体験させたのか。平和都市宣言をしている尾花沢市として、子どもたちに銃剣を持たせて良いのかどうかお聞かせください。

②子どもの人口が減少していても公立保育園の役割は大きく、各地区の保育園をできるだけ存続し、保育士の待遇改善を図るべきだと考えていますが、どうで

しょうか。

2つ目の柱は、小中学校の統合、建設場所（形態）についての質問です。小中学校の統合、建設場所とその形態について、以下2点についてお答えいただきたいと思います。

①地域コミュニティの重要性から、小学校は可能な限り各地区に1校残して、その後にあらためて統合について考えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また統合について、今後どのように子ども、保護者、地域の意見を聞き、まとめていく考え方をお聞かせください。

②建設場所の課題として、小中一体型の学校という形態（小中一貫校）も検討されていますが、その場合の教育的メリット、デメリットをどう考えているか、お聞かせください。

3つ目の大きな柱です。高すぎる国保税の軽減を、国保税について、以下2点についてお答えください。

①令和2年度の国保税の改定が各都道府県から示されており、全国の8割の市区町村で値上げが予定されています。本市の改定額はいくらで、県内では何番目の高さになっているかお聞かせください。

また各自治体のように、軽減策を講じるべきと考えていますが、いかがでしょうか。

②国保税だけに子どもの均等割負担があり、子育て支援と逆行しています。全国で均等割負担の減免が広がっており、本市でも軽減するべきと考えますが、いかがでしょうか。

また子どもの均等割負担を全額免除した場合、その額はいくらになるでしょうか。

以上、質問席での質問は以上になります。答弁によりまして再質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎議長（大類好彦議員）

市長。

〔市長 菅根光雄君登壇〕

◎市長（菅根光雄君）

鈴木清議員からは大きく3点についてご質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、保育行政についてお答えします。玉野保育園の園外保育に関するお尋ねについては、担当課長より答弁いたせます。

各地区の保育園をできるだけ存続し、保育士の待遇改善をすべきとのことです。今後の市内保育所のあり方については、1月10日の全員協議会でお示しした、第2期尾花沢市子ども・子育て支援事業計画の中で、

市内保育所のあり方について3つの指針を示しました。

1つは出生数の急激な減少に対応した統合再編の必要性、2つ目として公立、私立保育園の役割の明確化、3つ目は多様化する保育ニーズへの対応とし、今後の方向性を示すための課題と検討事項を整理しております。この指針については、子どもの保護者である市保育施設連絡協議会や区長、民生児童委員などの関係団体、子育て支援事業に従事する方、学識経験者など15名からなる、子ども・子育て会議を設置し、さらに委員の中から、保育所あり方検討部会を立ち上げ、議論を重ねてきたものです。

今般、さらに多くの保護者や地域の声をお聞きし議論を深めるため、2月25日に各保育園の保護者、各地区より選出いただいた区長及び保育園関係者をメンバーとした、尾花沢市保育施設未来予想図検討委員会を設置しております。今後、公立保育園のあり方はもちろん、市全体の保育施設のあり方を具体的に検討してまいります。

また、学園都市構想も念頭におきながら、各地区的保育施設をどうするのか、保護者のアンケートや地域の声を聞きながら、10年後、20年後の状況を見据えて検討していただきます。

次に保育士の待遇改善に関しては、公立保育園の保育士は、新年度からの会計年度任用職員制度の開始にあわせて、待遇改善を行ってまいります。また、昨年度から、私立保育園に勤務する保育士の給与について改善を図るため、国の給付金の活用や、新年度より市単独事業で、障害児保育に対する人件費の加算を考えており、新年度予算に計上させていただいております。

保育士の待遇改善は職員の確保や働く者のモチベーションアップにつながるもので、子どもたちに質の高い保育を提供できるよう、スキルアップを図るための研修会の実施など、今後とも保育の資質を向上させていくよう努力してまいります。

次に、小中学校の統合と学校の形態についてお答えします。

まず、小学校を各地区に1校残してはとのことです。が、現在、本市では統合計画に基づき、小学校を各地区に1校残している状況にあります。このような中で、小中学校の現状と出生数の推移を踏まえ、本市の教育の活性化を目指して幅広い見地から検討していただいたものが、学校教育検討委員会の提言であると捉えております。

小学校統合に関する提言内容は、出生数の推移から見て、令和7年度から令和12年度にかけて、学級数等

が激減するため、建設時の学校規模と将来的な空き教室の数、用地取得や設計業務、建設に要する期間を考慮すれば、令和8年度に尾花沢小学校を18学級規模で建設し、市内1校に統合することが望ましいというものです。また、中学校についても、将来的には市内1校にすることが望ましいとしております。

学校の今後のあり方は、地域にとっても大変重要な課題となります。今後、第7次総合振興計画や都市計画マスターplanの策定に向け、各地域で話し合いの場を設けることとしておりますので、話し合いの場において、市民の皆様の意見もお聞きしたいと考えております。

2つ目の、学校の形態に関しては、教育委員会より答弁いただきます。

次に、国民健康保険税についてですが、令和2年度の本市の国保税の改定は行わない予定です。国民健康保険法により保険料率の標準的な水準を表す、標準保険料率を算定し、公表することとされており、全国的にはすでに公表している都道府県もあります。この標準保険料率は、あくまで市町村が加入者に賦課する保険料の標準的な水準を県が算定し、公表するものです。そのため、各市町村の実際の保険料率と必ずしも一致するものではなく、県内の中には改定に向けた協議を進めている市町村もあるようですが、現段階では確定していないため、県内で何番目に位置しているかは把握できない状況です。

国民健康保険税については、平成30年度から、国民健康保険制度の改正による国保財政の共同運営化を受けて、山形県の運営方針にしたがい、これまで4方式であった国保税の算定方法を、資産割を廃止した3方式に見直し、被保険者の税負担の軽減に努めております。

今後も団塊の世代の高齢化による医療費の増加が見込まれ、国保会計における国保事業費納付金の増加が見込まれます。医療費の適正化を図るため保険事業への取り組みをさらに推進し、被保険者の税負担が増えることのないよう、国保会計の健全運営に努めてまいります。

国民健康保険税における子どもの均等割については、地方税法の規定に基づき国民健康保険に加入している方全員に課税しているものです。国民健康保険は、加入者が相互に助け合う社会保障制度の1つです。仮に18歳以下の子どもの均等割負担額を全額免除した場合の額は、約1,000万円程度と見込まれ、その負担軽減分をほかの被保険者、あるいは市民全体で負わなければ

ばならないという財源の問題や、他の被保険者から理解を得られるかなど課題が多く、慎重な検討が必要です。

また、県との共同運営に伴い県下統一した方針に基づき、他市町村と協調を図りながら運営していくことが、今後の安定した国保運営につながるものと考えております。

本市では平成30年7月から、子どもの医療費の無料化を高校生世代まで拡大するなど、子育て世代の負担軽減に努めており、来年度は新たに新生児聴覚検査費用の助成を開始いたします。今後もさまざまな子育て支援策に取り組み、安心して子育てできるまちを目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

昨年10月9日の玉野保育園の園外保育についてお答えいたします。経過を申し上げますと、上柳健康増進施設に自衛隊が訓練に来ていたことから、自衛隊のご好意で、見学や活動訓練の一部を体験させていただいたものです。地元との触れ合いということで、園児の傍には隊員が付き添い、安全に配慮しながら貴重な体験をさせていただきました。決して園児に木銃訓練を行わせようとしたわけではありませんので、また、平和都市宣言に反するものではないと認識しております。誤解を招いてしまったことについては、誠に遺憾で、公立保育園を運営する者として適切ではなかったと反省しております。今後、十分に配慮してまいります。以上であります。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

学校の形態に関するお尋ねについてお答え申し上げます。

小中一体型の学校としては、校舎、それから施設設備の面からみれば小中の併設校、教育活動の面からみれば小中一貫校というふうな2つの考え方があります。

はじめに小中併設型の視点からお答えいたします。

小中併設型のメリットは、校舎を併設して建設することにより、敷地の有効活用が図られること。小中の連携を一層とりやすくなることなどの利点が考えられます。

具体的には、それぞれの授業を参観することで、学習内容のつながりについての理解をこれまで以上に深

められること。教材についての情報交換や共有など、職務の効率化を図ることができるなど、多くの可能性が考えられます。また、校舎建築にあたっても費用面での効率性が高くなるものと考えます。

反面、デメリットとしては、それぞれの学校で使用できる施設、設備についての制限が出てくることがあります。一例をあげれば、運動会などの日程や準備作業の場所などを調整する必要が出てまいります。また授業時間の違いにより、チャイムの使用等についても工夫が必要になってきます。

小中一貫校の制度については、9年間を通した学校の設置となります。小中一貫校の場合、小学校免許所有者、そして中学校免許所有者を配置することが必要となってまいります。このため、県との連携や調整をもとに設置を進めていく必要があります。以上であります。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

1点目の保育行政の銃剣術についてであります。

どういう状況であったかお話を聞かせていただきましたが、私は2017年に一般質問で、中学校に銃剣道を入れるべきではないということで、こういうふうなものを作つて、戦前に銃剣術があの軍事教練として使われていたと。そして、喉と心臓を突くものであつて、大変危険なものであるので、中学校では選択科目にしないでくださいと言つたところ、選択科目にはしないという答弁でした。けれどもこのたびは、保育行政において、この練習をさせてしまったことについては、私は深く反省を求めるといふことで質問をさせていただきました。ホームページでその内容が知らされておりました。私の別のほかの町の知り合いから、尾花沢ではホームページを見たら、保育園児童が銃剣道を練習しているのかという驚きの声で、私に伝えてくださいました。練習の風景で、こういう長い棒でこう突く様で、掛け声があります。突けという掛け声です。園児は、やーというふうなことで、写真も入つておりました。戦前に軍国主義の軍事教練として使われたものは、2度と使われるようにしてはいけないと私は考えております。子どもたちの手は、銃や剣を持つ手ではなく、箸を持ってご飯を食べ、鉛筆を持って勉強し、友達と手を握る手であつてほしいと思います。長々と責めるつもりはありませんが、2点だけ教訓として、確認させていただきたいと思います。

1つは、銃剣道についての歴史的認識がやはり足り

ないのではないか。保育士さんに話を聞くと、そんなことがあったというのを全く知らないと。歴史的な認識を、歴史に学んでいただきたいと思います。

2つ目は、ホームページのチェック機能を果たしていただきたい。保育園からホームページを作つて発信するわけですけれども、それを市役所の中でもう1度点検すると思いますけども、いいのかどうかを点検していただきたい。その程度にこれは留めておきたいと思います。

次に2点目の保育園の役割がだんだん大きくなつており、保育士の処遇改善を図るべきだという問題ですが、最初に公立保育園の役割とは何かということをお尋ねしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。市長の答弁の中で、公立保育園と私立保育園の役割を明確にするという点での、公立保育園の役割というお尋ねかと思います。いろいろな役割があろうかとは思いますけれども、民間ができるところは民間で、それ以外の、例えばそれを行うことによって経費が嵩むですかというような点で、公立保育園、公立と私立の区分と言いますか、そういうところが出てくるかと思います。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

公立保育園の役割については、児童福祉法第24条に書いてあります。以前は保育に欠ける子どもに保育を実施しなければいけないとありました。このたびは子ども・子育て支援法によりまして、2つに分かれています。24条の1項目は、保育の実施の責任です。公立保育園について述べたものでありますが、市町村は保育を必要とする児童を、保育所によって保育しなければならない。保育実施責任です。2点目は、幼稚園や認定こども園、その他の保育園に対して、保育を確保する責任があります。市町村は必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。①は実施責任、②は確保する責任といふふうに分かれてきております。それで公立保育園は、全体のために、私は前に、認定こども園ができるても、共存共栄が大事ではないかということでまとめましたけども、人口減少がどんどんなる場合には、公立保育園は調整弁といいますか、そういうことも必要になつてくると思います。私立や幼稚園の場合は、子どもの数が少なければ少ないほ

ど、運営ができなくなります。しかし公立の保育園は、小さな保育園であっても、市で補助をしていければ確保できます。各5地域で、園児が地元で保育を受けられるような役割があると思いますがいかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。先ほどの市長の答弁にもありましたけれども、今後、尾花沢市保育施設未来予想図検討委員会におきまして、大きくその例えれば具体的には、本町地区の保育をどうするのか。各地域の保育園をどうするのかということも含めて、今後議論いただく、検討いただくというふうなことになっております。

これに合わせてアンケートの実施、それから各地区の座談会も含めて、さまざまな方から意見をいただきながら、今後の将来、未来と申しますのは、先般全協の際にも申し上げましたけれども、建てたその後、その建てるということは、建てた時点ですそからまた10年先、20年先があるわけです。そのことも踏まえて検討いただきたいなと考えているところです。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

私はおもだか保育園の卒園生であります、おもだか保育園は大変歴史もあり、すばらしいところだと思っております。卒園式などに行きますと、在校生も卒園児も涙ボロボロ、涙をこぼしております、私たちが来賓で行きました、もらい泣きをして、ああいい保育園なんだなということを感じてまいります。しかし今言つていただきましたように、子どもの数がいくら努力しても減ってきてしまった場合、おもだか保育園が調整弁の役割をするべきではないか。そして慌てて改修する必要もないのではないかというふうに思います。子どもたちの人数に合わせて、状況に合わせて判断していただきたいと思います。

次に処遇改善についてお尋ねしたいと思います。

保育士が全業種の労働者よりも賃金が月平均で10万円安くなっています。なぜ保育士は安いのか。保育士の賃金はどのように決められていくのか。その点お尋ねしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。本市の保育士の賃金と言いますか、状況ですけれども、まず半分以上の方が臨時職員、

来年度から会計年度任用職員となるわけですけれども、そのような職員構成になっております。その職員の賃金については、他の一般行政と比較して安いということではなく、むしろそれなりの配慮をなされた額になっているかと思います。全国的に保育所の不足というふうなことは懸念されておりまして、本市でも確保するにあたり、相当困難な状況ではありますけれども、そのところも含めて、今後協力を願いながら対応してまいりたいと思います。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

なぜ安いかと言いますと、私は3点あると思っております。配置基準が世界の基準からかけ離れております。例えば3歳児の配置基準だと、日本は20人に1人の保育士です。イギリスは8人に1人です。このように、配置基準が、保育士が大人数、大勢の人数を保育しなければならないという基準になっているというのがあります。2点目は、子ども1人にかかる保育費の公定価格が安すぎるわけです。子どもの人数に合わせて、この保育園はいくらかかるということになりますけども、元々の子ども1人当たりの保育の価格が安すぎる。世界と比べても安すぎる。そのために高くなつております。そして3点目は、平均、1つの保育園で園児が96人だそうです。そこに職員配置基準が本当は10人で済むんですけども、実際は19人配置していると。市区町村で加配をしております。国の基準の1.9倍加配しなければ、子どもたちの安全な保育はできないと判断していただいていると。また今回は、障がい児保育に対する人件費の加算も考えているという答弁もありましたので、この加算をしない限り、給料は増えているかと思います。保育士に対するリスクが足りないのではないかと私は思います。全国で保育士の登録している数は153万人だそうです。その中の実際に保育士として活躍しているのが43万人。たったの3割しか、保育士が活躍していません。大学生で毎年5万人近く保育士の資格を取りますが、その半分しか保育士になっておりません。この地方よりも、東京のほうが、いろんな手当があるので、東京に保育士が行ってしまいます。そうではなくて、きちんと仕事に見合う、リスクのある給料にしていくために、加配という方法もありますが、県や国に対して、きちんと増やしていただきたいという申し入れをしていただきたいと思います。以上、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長（菅 原 幸 雄 君）

議員仰せのとおり、その全国的な保育所の不足ということ、それから少子化とはいえ、保育に対するニーズ、働き方改革も含めて、保育に対するニーズというのは高まっていると認識しております。国や県に対しても、その辺のところをご要望するとともに、まずはできるところからというふうなことで、保育士の確保も含めて、今後対応してまいりたいと考えております。以上です。

◎議 長（大 類 好 彦 議員）

鈴木議員。

◎14番（鈴 木 清 議員）

よろしくお願ひしたいと思います。次に大きな2点目の統廃合、建設場所、形態についての質問に移りたいと思います。私で今定例会で5人目の質問となっています。争点が次第に明らかになってきたんだなというふうに私は思っておりますが、メリット、デメリットまで議論していきたいなと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

今、全国で統廃合は、安倍政権の第2次安倍政権によりまして、この4年間で90件、90校統廃合が行われております。1校につき3から4校が統廃合してますので、かなりの数の統廃合が行われております。山形県は全国で12番目に統廃合が進んでおります。具体的な例だと、新庄市の萩野学園という例も後で言いたいと思いますが、なぜこういう統廃合が進んできたか、背景をどういうふうに認識しているでしょうか。

◎議 長（大 類 好 彦 議員）

市長。

◎市 長（菅 根 光 雄 君）

私も議員当時から、厳密に申しますと平成9年からこの問題に取り組んできました。まず学校が今後どんなふうになっていくのか。子どもの生徒数、児童数を考えていった時のその推移は、当時、私は今後は大変な状態になるなど。例えば学校が学校として機能するかどうか、よく私申し上げます。1学年、何名というふうな中でやっていっても、1人の場合もありました。ゼロの場合もありました。学校で入学式や卒業式がない、それを学校として、機能があるというふうに判断できるでしょうか。いろんな行事があります。運動会に際しても、かつては尾花沢中学校の運動会では、騎馬戦をやった際には本当に40騎近い紅白の騎馬がぶつかりあいました。最近ではもうめつきり減ってしまった。そんな中で、作戦を組んで皆さんやってくれてお

ります。ただ、今後考えていった時に、各小学校においても、運動会の種目についても、いろいろ検討してきています。力を合わせるということを、どういう形で子どもたちに身に付けさせていけばいいのか。本当に協力し合うことというのはすごく大事だし、先の質問でもございましたけども、中1ギャップがどういう形で最近生まれてきているのかと考えた時に、人数の少ない学校から中学校へ来て生徒が増えてしまい、その中でどうも馴染めない。いろんな複雑な気持ちが交差して、その上で学校に行けなくなってしまう子もいる。私たちの頃は1学年209名でした。5クラスでした。1クラス45～46人が当たり前という時代でございました。ですからその歴史の流れを考えてきた時に、いじめはどうだったのかなと。むしろあの頃のほうが、本来はあったんじゃないかと思うんだけども、それを意外と感じていない。つまりお互いにかばい合う心というのがあったような気がいたします。先生もそうです。先生の形態もだいぶ変わってきたと思います。私たちの頃は厳しい先生がいて、学校で先生から怒られるといったことを家に帰って言えませんでした。家に帰って、こんなふうにして怒られたと言うと、お前が悪いからだと逆に怒られてしまう。でもそんな中でも、教師と子どもたちとの間には、しっかりとした絆があったなというふうに思います。現在がないと言うわけではありません。現在の学校の先生方も、本当にみんな悩みながらも一生懸命取り組んでおりますし、悩みすぎちゃって休んでいる先生方も県内には多数いらっしゃいます。非常に教育そのものが難しい時代に來たと。だから学校を統合するか、しないかだけの問題ではなくて、子どもたちのことをまず第1番目に考えて、進んでいかなければならんんじゃないだろうかと。本当に心を許せる友だちが、どれだけ子どもたちが獲得できるかと。話は合わせることはできるけども、本当に一生通じてのお友だちというのはできるのかなと、心配もございます。人数が少なくて、それでもやつていけるという方もいらっしゃると思いますけども、ただ少なくとも、子どもを持つ保護者の皆さんからは、学校について、本当に現在の問題を真摯に取り組んでいただいて、いろんなご意見を寄せていただけると思いますし、私たちもそういったご意見を大事にして、その上で考えていく。まず子どもたちの様子もしっかりと見ていかなきやならないだろうというふうに思います。私も長年、子どもたちとつきあってきたということもありますけども、子どもたちが大好きです。のびのびとした学校生活を送ってあげさせたい、その気

持ちは誰にも負けないつもりであります。

◎議 長 (大 類 好 彦 議員)

鈴木議員。

◎14番 (鈴 木 清 議員)

ありがとうございます。ただ今、市長から中1ギャップ、子どものことを大事にするという、教育的視点を発表していただきました。私はそれを先ほどから求めていたんですけども、教育委員会の答弁書のメリットにおいては、校舎を併設して、施設の有効活用や管理がしやすい、効率が良いというふうな文言があって、子どもにとってどうかというのを、いの一番に聞きたかったんですけども、なかったのであえて聞かせていただきました。

それで背景は何かと言いますと、先ほど鈴木裕雅議員が聞かれたように、適正な規模というのはあるんですかと聞きましたけども、そのとおり、出ております。大きな背景が2つありますて、1つは2014年に、文部科学省が学校統廃合の指針を出しております。2016年には、小中の適正な規模、適正な配置についての統廃合の手引きを出しております。一方、総務省のほうでは、地方創生政策としまして、公共施設等の総合管理計画は各市町村出しなさいと。面積を減らすようにしなさいというふうな、2つの大きな流れがありまして、教育の考え方でいいと、私たちは、新自由主義教育と言っておりますけども、競争原理、公教育の市場化などが、考え方に入ってくる、そういう手法で、学校統廃合が進められております。その中で、統廃合した学校、小中の一貫校を、一貫校という呼び方と、義務教育学校という2つの呼び方になっております。新庄の萩野学園の場合は、萩野学園、まるまる学園という名前が全国的に増えてきているのと、義務教育学校という名前の2種類の、統廃合の名前のあり方で、どんどん変わってきております。今言った、中1ギャップをなくすためにどうしたらいいかということで、小学校6年生と中学校3年生をくっつけてしたほうがいいんだなという考え方方が一方であり、萩野学園が出ております。6・3制ではなく、4・3・2制になります。小学1年から4年生までと、5、6年、中学1年と、中学2年、3年と分けて、4・3・2で分けたそうです。校長先生は1人、教頭先生がその分けた3人、そのために小中学校の打ち合わせをする時間が必要になります。打ち合わせ時間が長くなります。なぜかと言うと、小学校は行事中心の考え方、中学校は教科、部活の考え方で変わってきます。グラウンドが1つしかないので、小学生は今日遊ばないでください

い。体育館に来ないでください。チャイムが45分授業と50分授業でまちまちで違ってきます。入学式は中学3年生が小学校1年生の手をとって入学してくるそうです。小学校6年生の卒業式はなし、中学1年生の卒業、入学式はなし、9年後に卒業式があると、そういうふうになってしまいます。今までの6・3制によりますと、6年生が小学校の中で、6年生マジックと呼ばれる、6年生の時代にぐんと伸びる指導をしてきました。小学校5、6年生が委員会活動で、全校児童を引っ張っていく。6年生はその中でも機関車の役割を果たすんだということで、ものすごい成長するんです。それがなくなりました。1年生が入ってきて、中学生までのお兄さん、お姉さんを見ると怖い、9年間の差がありますから、あまりに差がありすぎるんです。それで5、6年生、中学校1年生の真ん中の部分の中だるみがあるという指摘がされております。最後の中2、中3は受験体制になりますけども、そうではなくなつてきて、中学生の幼稚化と呼ばれる。6年生のマジックが効かなくなってしまう。いろんな使用、プールの使用、図書館の使用、いろんな面が制約になります。萩野学園では体育館は2つあるそうです。図書館は1つ、グラウンド1つ、プールは1つ、プールが小さい子から大きい子までということで、使い方が難しいということがあるそうです。この小中一貫校にやられた先生方は、できれば一貫校でないほうがいいというアンケートの結果が出ておるようです。私たちはいろいろ学ばないと分からぬと思います。私は全国13ヵ所ぐらいのを見て、やはり小学校の教育の文化と、中学校の教育の文化は違うんだと。そこをまとめて一緒にしてしまうと、お互いに良いところを潰してしまうというので、反対の意見です。ですけれども、私だけじゃなくて、市民の皆様にどういうふうにそのメリット、デメリットを伝えて進めていくかというのが課題になると思います。

新庄の萩野学園の場合は、PTAと区長さんに要望書を提出させて、議会で話をして終わり、それで決めたそうです。そうであってはならないというのは市長の答弁にありましたように、1年半をかけてやっていくという。どのように進めていく考え方を詳しく、また質問したいと思います。

◎議 長 (大 類 好 彦 議員)

市長。

◎市 長 (菅 根 光 雄 君)

今萩野学園の例をあげてご説明いただきました。まだ尾花沢の場合には、今後そういうふうな形態にする

とか、それから小中併設校にするのか、そして一貫校にするのかというところにもまだ立っておりません。ただ学校に関しては、統合に向けての話というのは、昭和50年代からずっとあった話であって、そしてここまで、いろんな形で進んできました。確かに新庄、そのものの特異性もあると思います。皆さんのご記憶にもあるかもしれません。明倫中学校の事件もございました。あの時の資料も私も今も持っております。大変な事件であったと。背景的なものを考えた時に、北村山と最上と新庄とどういうふうに違うのかなど。私も生まれて、新庄で生まれて、最上に行って、そして尾花沢にきました。その地域性というのがこんなにも違うんだなどと、今もって感じるところあります。よそ者を受け付けない風土というものもあります。そんな中で、子どもたちにとって、学校がどうあるべきかと。やはり楽しく学ぶ場であり、友だちとの連携を図る場であり、親子がともに歩む場所でもあるというふうに私は思っておりますので、今後を考えた時にも、そういった形でやっていきたい。じゃあその上でどういうふうに今後やっていくかということでございますが、先ほど述べているとおり、まず市民の声を聞くには、いろんな形の聴取の仕方をしていきたい。その上で、それをまとめたものをいただきながら、議会の皆さんからも見ていただき、ご意見を賜った上で進めていきたいと。だから1年としないで、1年半という時間的なものを設けているのは、大事にしていきたいという気持ちの現れとお汲み取りいただきたいというふうに思います。

確かに学校そのものが変わっているだけではありません。議員ご承知のとおり、教員採用試験が今どんなふうになってきてるか、お分かりだと思います。年々教員に対する熱意が落ちてきている。教員希望者が大幅に減ってきています。なぜそういう背景になっているかということを考えれば、先生の負担がいろんな面で大変な状況になっている。先ほど申し上げました。先生の中には健康を害して、今も入院をなさっている方々、なかなか立ち直れなくて、困っている方々いらっしゃいます。同時に保護者もいろんな面で変わってきたというのもあります。やはり学校として、そして先生方の連携として、保護者がどういうふうな形で関わりあっていくかというのは今後も大きな課題になると思います。だからこそしっかりとした形の尾花沢の小中学校を考えていく必要はあると。その上で、単なる統合するのがいいか悪いかではなくて、子どもたちを第一番目に考えていただきたいというのが、今の私

の率直な考えです。

◎議長(大類好彦議員)
鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

進め方、手順については、ほかの方の質問もありました。私はこう思っています。民主的な手順が必要だろうと思います。そして情報は公開しなければいけないと思います。星川議員の質問でもありました、議事録を出さないではだめだと思います。教育委員会の考えはこうだつていうのを、デメリット、メリットもきちんと資料を出す。そして考える余地を与えていただく。それから市民参加をできるだけ多くしていただく。全国のほかの所では、市民意見交換会や各地区の説明会などをやっておられるようです。そういった工程が必要だと思います。2017年の時の尾花沢の学校のあり方を語る会というので6カ所やりまして、私も5カ所ほど参加させていただきまして、いろんな心配やらを聞かせていただきました。ある人は、大きい学校でいかなければ、学力が付かないと思っている方もいらしてありました。切磋琢磨して競争力を働かせないと、学力は身に付かない。それから大きい学校に行けば、いじめ、不登校の問題を心配しているお母さんもいます。地区の方は、地区のコミュニティをなくしてほしくないという願いが強烈にありました。そのことを全部含めて、いろんな方の長い議論が必要なのでないかと思います。私たちも議員としてまだまだ勉強していかなければなりませんけども、メリット、デメリットを隠すことなく、先ほど私言いましたけども、そのことを勘案していただきたいと思います。

最初の質問する質問をちょっと順番間違えましたが、小学校を地区に1つ残すという考え方で、小学校区というのがあります。それはなぜ大切だと考えておりますか。教育委員会の見解として、学校は地域の中で歩く距離で行くのが小学校区として、ずっと伝統的に残ってきておりますけども、なぜそういう小学校区というのは必要かという認識はいかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)
教育長。

◎教育長(五十嵐健君)

議員のご質問の意図を想像しながら答えますけども、小学校はより地域に密着したという意味、それから小学校1年生の年齢、小学6年生までの年齢等を勘案した場合の活動のフィールド等の距離であり、スペースだということかと思います。ただこれは、時代によって、やっぱりその移動手段にしても、時代によって違

ってくるものであると。その時代に応じてという部分も、若干変化の部分は当然あるものと思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

ありがとうございます。だいたい仰るとおりだと思いますが、ある地域の区長さんから、今の子ども俺の顔覚えてもらわんねんだっていう、地域の中を隅々まで歩かなくて、スクールバスでポンと行ってしまうから、機会がないんだろうと思うんですけども、地域の方のいろんな人の顔を覚えられなくなってしまう。この地域はどういったことで頑張っているなとか、ここでどういう農作物があるかとか、子どもたちは寄り道しながら、自分たちの成長の認識に合わせながら、覚えていくんだけれども、それが突然こう行ってしまうとだめだと私は思っています。保育園の時に子どもと手をつないで、いろいろお寺の周りを寄り道したりしながら、ここでは犬がいて吠えられるんだっていう、いろんな認識をしていくことがあります。小学生はそのほかに、旧町村合併の時の、玉野村、宮沢村、尾花沢町のその地域コミュニティが残っているわけです。そこを崩してしまうと、戻って来れなくなる。子どもが減って、学校がなくなって、新しい世代がまた戻ろうとしても戻れなくなっていくような危険な心配がありますので、コミュニティを残すために、保育園、小学校はその地区に何としても残すんだという気持ちを持っていただきたい。子どもを増やしてもらう施策が必要だと思います。それで先ほどの、だいたい以上、小中一貫校についての大まかな質問させていただきました。今後時間をとって、今私言いましたように、いろんなことを提案したり、はつきりと教育委員会は、教育的観点で提言してもらっていたいと思います。

時間があと6分なので、次の質問にいかせてください。高すぎる国保税の軽減という問題です。何番目かというのがまだ出てきてないようですが、毎年山形県の中で尾花沢市は3番目です。雪の多い所の大蔵村が1番、2番が大石田町、3番目が尾花沢というふうな順番がいつも出てきており、1人11万円台が尾花沢です。雪を除雪して、雪を下ろして難儀をしているのですから、体のあちこちが痛くなるのは当然であり、医療費が高くなるのは当然だと思います。それに対して、平等の観点で考えるならば、ほかの保険とは違って、国保の場合は、国による国庫負担をしていただく。全

国市長会で要望していただいておりますが、国によって1兆円の投入がなければ、平等の負担にならないんだっていうふうなことを言ってもらっております。それで比べますと、子どもの均等割というのが国保税だけにあります。具体的な例をあげますと、岩手県宮古市の例ですけども、4人家族子ども2人で年収400万円の場合、国保税が41万8,000円です。協会けんぽの場合は22万8,200円ということで、1.9倍ほどの差になっております。子どもの医療費は無料であっても、中学、高校まで無料であっても、4分の1の世帯の方は、負担がものすごく大きいです。このことを実感していただいているのは、退職なさって、初めて国保税を払う番になると、課長さんがあらこんなに高かったんだ、なぜこんなに高いんだっていうのが退職されて初めて気が付くようですが、今の消費税とかそういうので、コロナウイルスもありますけども、大変な時代になってきました。子どもの均等割は、子どもの数が多ければ多いほど負担になります。1人当たり2万5,000円、2人いれば5万円、その差があつて、これはなくすべきではないかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

健康増進課長。

◎健康増進課長(永沢八重子君)

お答えいたします。鈴木議員がご指摘のとおり、協会けんぽなどの被用者保険につきましては、1人当たりいくらといった均等割がございませんので、国保と比較しますと、やはり国保のほうが、どうしても子どもの数が多くなるほど負担が重くなると感じております。ただ先ほど市長のほうから答弁がございましたとおり、均等割の負担軽減を図ることにつきましては、やはり財源の問題がございます。ほかの被保険者からのご理解であつたりという問題もありますし、また30年度から共同運営化されまして、国保の收支の状況がまだまだ見通せないような状況にありますので、やはりこれにつきましては、慎重な検討が必要と考えております。子どもの均等割の軽減につきましては、子育て世帯の負担軽減ということを図る意味でも、やはり国の責任において実施されるよう、引き続き国のほうに要望してまいりたいと考えております。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

なかなか理解してもらえないなという感想ですけれども、岩手県の宮古市のちょっと例をとって先ほど言

いましたけれども、岩手県宮古市は均等割をなくすということで、財源をどうしたかと言うと、ふるさと寄附金、市長に活用をおまかせします、子どもを持たない方々の保険料負担が増えることのないように、国保特別会計内でのやりくりではなく、一般会計で賄えました。国に要望して、国保制度自体を、子どもの均等割をなくす方向にも持ってきたいと、考えて発言しております。全国で30自治体が軽減措置を取っております。その財源が、今宮古市が言った、ふるさと寄附金の例があります。2つ目は、財政調整交付金で調整をしている仙台市の例があります。3番目に子育て支援と明記して、3人目から軽減しているところもあります。4番目は、非正規労働者対策で実施をしているという例もあります。5番目に、直接減税ではなくても、均等割を多子世帯支援金で支給していると。いろんな工夫をしてやられております。私は平等を求めているので、その平等をぜひとも考えていただきたいと思います。今最後までいきましたけども、市長は感想いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

宮古市さんの財政事情がどういう状況なのか、ちょっと手元で分かりません。後ほど見てみたいというふうに思いますけども、先ほど言ったふるさと寄附金というのは国からのお金ですか、ふるさと納税のお金ですね。そうすると宮古市さんがふるさと納税、どのぐらい、年間なっているかというのは、それも手元にございません。今年度、昨年5億4,000万円余りいきましたけども、今年は大幅に下がるというふうに今見ております。そういうことを含めて、一概にそれでやれるかという問題もございます。もちろん議員ご理解いただいておりますけども、今やらなくちゃならないことが本当に山積しているという中で、必要な対応をとっていきたい。それからもう1点だけ申し上げますと、協会けんぽの場合については、個々の負担はそういうふうになっておりますけれども、事業主負担も半分あるということなんですよ。事業主にとっては非常に重い負担なんです。この点もご理解いただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、鈴木清議員の質問を打ち切ります。

次に1番 菅野修一議員の発言を許します。菅野修一議員。

[1番 菅野修一 議員 登壇]

◎1番(菅野修一議員)

それでは私より、先の通告にしたがいまして、一般質問を行います。

はじめに1番目、本市農業の振興について、2点についてお伺いします。

1つ、これまで本市農業の振興を図るため、主に認定農業者を中心として、経営規模拡大を推進し、所得向上につなげる、各種の施策を講じられてきました。しかし本市の農家の約77%は、認定農業者以外の家族経営農家であります。また以前の質問で、各地区の人・農地プランにおいて、担い手や認定農業者が不足しているとの答弁がありました。これらのことから、地域農業の営み、生産は、担い手や認定農業者のみならず、多くの中小規模の家族経営農家とともに支え、維持発展されてきていることが明らかであり、家族経営農家も、大切な役割を担っていると、今あらためて国の農政でも議論されています。したがいまして、中小規模の家族経営農家の支援について、第7次総合振興計画に盛り込んでいただき、意欲的に家族農業に取り組めるよう、しっかり支援できる施策を講じるべきと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目、耕作放棄地と環境保全鳥獣被害抑止対策との観点からお聞きします。先般、小関英子議員からもありました。耕作放棄地には、地域農業環境上、頭を痛めているのが現状であると思います。耕作放棄地は3年も経過すると、柳や葦が繁茂し、害獣や病害虫の棲み処と化します。これが主に耕作条件不利な水田地帯にあって、持ち主不在や、高齢で離農者が管理保全に至らないことで、発生の拡大となっております。そこで、多面的機能支払交付金の地域環境保全事業で、耕作放棄地の刈り払い活動等、可能かどうか伺います。

さらには、葦や葦のリモコン操作で刈り払う機械、自動化薙刈りスマートが開発されています。これは人力用の刈払機の3倍と書かれておりますが、調べたところ、もう一度詳しく調べたところ、6倍の処理能力があり、なおかつ安全とのことであります。このような機械を当該交付金で導入することは可能かを伺います。

大きな2つ目としまして、本市の地球温暖化対策はスウェーデンの環境活動家少女、グレタ・トゥーンベリさんが、国連の気候行動サミットで、「私たちは大量絶滅の始まりにいる、これ以上若い世代を裏切り続けるなら、あなたたちを絶対に許さない。」と世界各国の並みいる指導者、環境指導者たちに、強い口調で警告し、対策を迫ったのが、昨年9月のこと。これか

ら地球上で、残された環境を背負って生きていく子どもたちの悲痛な叫びとして、胸を刺されるような印象を受けました。そして近年、1年まさりに凶暴化する気象災害を重ね合わせれば、地球温暖化の元凶といわれる温室効果ガスCO₂の排出を抑制していくことこそが、我々大人に課せられた重大な責務と肝に銘じております。そこで本市の地球温暖化対策についてお伺いします。

1つ、第2次尾花沢市環境基本計画では、環境負荷を少なくしていくために、市域からのCO₂排出量を継続して把握していくこととしていますが、近年の排出量の動向はいかがですか。

また東根市は昨年1月にCO₂排出量をゼロにする、ゼロカーボン指定を2050年と表明しましたが、本市のゼロ設定はいかがでしょうか。

2つ目としまして、本市は水力、雪氷熱、木質バイオマス等、再生可能エネルギー資源の宝庫であります。これまでの再生可能エネルギー関連の取り組みは、実証実験的なものが主だったと考えます。これから本格的に、どのように取り組み、次世代エネルギーパークを発展させていくのかをお伺いします。

また、地域市民からはじめる温暖化防止対策の進捗状況をお聞きいたしたい。具体的には、ごみの減量化、マイバッグ運動、薪ストーブやペレットストーブの普及状況はいかがでしょうか。

大きい3番目です。雪まつりは2月中旬頃にしてはと提言いたしたい。尾花沢市にとって、雪の極めて少ない今冬は、暮らしやすかったが活気に欠けて、倦怠感が漂う日々だったと思いました。本市四大まつりの1つ雪まつりと、ウィンタージャムの開催は中止となりました。気温も例年より2度ほど高い毎日だったようになります。南極では18.3℃の記録を示すなど、地球温暖化の影響によって、このような異常気象が来年も訪れるのか、心配でなりません。本市の1番の厳寒期は2月中旬頃と想定されます。尾花沢では冬の行事として、子どもたちが弾けるような笑顔で、元気に雪で遊ぶ姿が見られることこそ、夢かがやき絆で結ぶ元気創造のまちを象徴しているのではないかでしょうか。2月中旬頃であれば、少雪の冬でも、雪を集めて雪まつりを開催することが可能ではないでしょうか。今までより1週間から10日ほど開催時期を早めるのはいかがでしょうか。

大きい4番目、病児・病後児保育事業の概要は、についてお尋ねします。市長施政方針の中に、働きながら子育てをする保護者のセーフティネットを担うため、

来年度、病児・病後児保育事業開始に向け、準備を進めていくとありました。この事業について、現時点での概要や市長の考えをお聞きいたしたい。1、設置場所はどこでしょうか。既存の建物を利用する場合は、耐震構造は万全ですか。2、開所時期の目途は。3、開所日時、曜日、開所時間は。4、対象年齢は生後何ヵ月から何歳までを想定しておりますか。5、1日の定員は何人と想定しておりますか。6、保育室はどのような種類を整備する予定ですか。7、職員配置はどのように考えておりますか。8、利用料金の有無についてお聞きします。9、子どもの受け入れ要件はどのように考えておりますか。

以上、今席からの質問を終わらせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩	午前11時52分
再開	午後1時00分

◎議長(大類好彦議員)

再開いたします。

市長。

[市長 菅根光雄君登壇]

◎市長(菅根光雄君)

菅野修一議員からは大きく4点についてご質問をいただきました。順次お答えします。

はじめに本市農業の振興についてお答えします。

中小企業の家族経営農家への支援ですが、国、県の補助事業の採択要件として、人・農地プランに位置付けられた中心的経営体等で、付加価値や経営面積の拡大など、助成対象者のポイント制になっており、事業採択が厳しくなっています。一方、市単独の元気な農業支援事業は、補助額の上限はありますが、意欲のある家族経営農家からは国、県と比較して採択用件が緩やかで使い勝手がよく、多くの皆様より大変喜ばれている事業となっています。

高齢化や後継者不在を理由に、離農される家族経営農家が年々増えており、個々への支援だけでなく、地域全体で農業を維持していく取り組みに対して、支援を広げることも、今後、必要と考えております。市では、人・農地プランに基づく地域の話し合いを支援したり、農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約化を推進するなど、地域全体の農業の活性化に向け取り組んでいるところです。

第7次総合振興計画では、持続可能な農業の推進に

頑張っている、意欲ある家族経営農家のみならず、地域全体での営農や農地保全などの取り組みに対する支援策も反映させたいと思います。

次に、耕作放棄地についてですが、農業委員が農地パトロール、利用状況調査により、把握した耕作放棄された農地で、所有者が特定され、再生利用が可能と思われる遊休農地については、近年は横ばいで推移しております。また、再生利用が難しいと判断される荒廃農地は、申し出により周辺環境や経過年数を考慮して非農地への変更も可能としております。所有者への利用意向調査等で耕作を促している遊休農地や、農地として活用が難しい荒廃農地など、作付けがなされていない農地は市内全体で増えてきております。

次に、多面的機能支払交付金を活用した耕作放棄地の刈払いについてですが、同交付金の使途の範囲は、協定農用地として位置付けた農地及び農業用施設に対する共同活動が対象となります。管理すべき耕作放棄地を協定農用地に組み入れる計画変更の申請を行うことで、農地維持活動の範囲内で交付金の対象とすることは可能です。ただし、協定期間中は耕作可能な状態を維持しなければならないため、単なる草刈りのみの活動は交付対象外となります。

また、交付金を活用して機械を購入することは認められていますが、その機械を交付金事業以外で使用することはできません。他県では国の会計検査院から費用対効果が薄いことや、目的外の使用である旨の指摘を受けている事例もありますので、購入を検討されている活動組織があれば、事前に農林課に相談願います。なお、交付金の使途として機械のレンタル等も認められていますので、併せて相談していただきたいと思います。

次に、地球温暖化対策についてお答えします。本市を取り巻く生活環境は、地球温暖化をはじめ、水質汚染や廃棄物処理など、さまざまな環境問題を抱えていることから、これらの課題に対応すべく、尾花沢市環境基本計画を策定しています。現在の計画は平成23年に改訂されたものであり、「清らかな水と緑の大地未来へつなぐ環境のまち尾花沢」をテーマとして掲げ、市民の皆様や事業所が生活様式や産業活動を見直し、環境への負荷をできる限り少なくしていくこととしております。当該計画では重点施策を定めており、その1つに、地域から始める地球温暖化対策があります。ほかにも森林の整備活用、公共施設等の省エネ化の推進、地域の省エネ化の推進に取り組むこととしており、それぞれに具体的な取り組み内容が示されております。

温室効果ガスである二酸化炭素の排出量に関するお尋ねですが、本市では取り組む温暖化対策としては、市内において温室効果ガスの発生を抑制することとしています。経済産業省のエネルギー統計によりますと、平成17年では年間約14万4,000トン、平成27年は12万3,000トンとなっており、約15%の削減となっています。削減要因として考えられることは、人口減少と、家庭の自動車の省エネルギー化や、保有台数の減少に伴う影響が大きいものと考えられます。そのほかにも、市民の皆様や、市内事業所での室内温度管理による省エネルギー対策や、エコドライブなども効果があつたと考えられます。

次に、ゼロカーボンシティについてですが、本市では尾花沢市環境基本計画に基づき、地球温暖化対策に取り組んでおります。二酸化炭素の抑制、地球温暖化対策にあたっては、市民、事業者、行政が一体となり省エネ活動や、再生可能エネルギーの活用に取り組むことが必要であると思いますので、まずは、当該計画に定められている具体的な取り組みを推進していきたいと考えております。

次に、エネルギーパークをどのように発展させていくのかとの質問にお答えします。

塩原議員の質問にもお答えしたとおり、現在の次世代エネルギーパークについては、平成23年度に策定し、その後新たな省エネルギー環境が整備されたことにより、平成26年度に計画内容の変更を行っております。その後、新庁舎建設が完了し、これまで官民をあげてさまざまな実証実験を行ってきた成果を踏まえ、融解水熱交換方式による雪冷房システムや木質バイオマスを活用した暖房システム、さらには地中熱を活用した融雪システムを採用しています。

このように、平成26年度当時の計画と比較しますと、現在はさらに進んだ再生可能エネルギーの活用がなされています。今後は、令和の時代にあわせた本市の次世代エネルギーパークの見直しが必要と考えており、さらなる省エネルギー環境の構築に努めてまいります。

次に、市民が取り組む温暖化防止対策の進捗状況についてですが、1点目で、ごみの減量化については、各家庭に家庭ごみの分け方や出し方についてのチラシを配布し、ごみの分別、適正処理の徹底により、ごみの削減に努めています。ほかにも、コンポストの活用、学校活動におけるペットボトルのキャップの回収や廃品回収、店頭における資源ごみの回収などの、さまざまな取り組みについて、市民の皆様や多くの事業所から実践していただき、ごみの減量化に努めていただき

ております。本市の収集所における家庭系ごみの回収量をみますと、毎年確実に減少しており、今後もごみの減量化に向け市民の皆様に協力をお願いしてまいります。

2点目のマイバック運動については、今年の7月1日より全国一律でプラスチック製買い物袋、いわゆるレジ袋の有料化がスタートします。本市でも、市内のスーパーでマイバック持参率調査を実施しておりますが、約9割程度となっており、今後さらにマイバックの持参率が上がるよう啓発してまいります。

3点目の薪ストーブやペレットストーブですが、最近は手間のかからないペレットストーブも増え、薪ストーブも進化し、管理が容易になっていることから、県内での設置数も伸びているようです。本市でも暖房機械全体と比較すれば、ペレットストーブはまだ少ない状況ですが、今後とも再生可能エネルギー設備導入補助金等による導入支援を継続し、環境に優しく自然の温かみを感じることができる暖房設備の普及を促進してまいります。

このように、市民の皆様や多くの事業所が実践している温暖化対策も多岐にわたっております。このような取り組みをさらに後押ししながら、尾花沢市環境基本計画を推進してまいります。

次に、少雪の場合を考慮して、雪まつりの開催時期を見直してはとのご提言についてですが、3年前まで雪まつりを開催していた2月の第2週と、現在実施している第4週の週末の積雪を、過去5年間で平均した場合、第2週が133cm、第4週が132cmと同程度の積雪量となっています。また、2月の第3週には今年で38回を数えた尾花沢スキー選手権大会が開催されており、雪まつりやラングラウフとの同時開催は困難と考えます。そのため、雪まつりは2月の第2週と第4週のどちらかになるわけですが、過去の記録を比較しても雪の量に差はなく、下旬の方が上中旬と比較して天候が穏やかで、日照時間も長く、来場者数を多く見込めることから現段階での見直しは考えておりません。今後とも多くの皆様から参加いただける雪まつりとなるよう努めてまいります。

次に、病児・病後児保育事業についてですが、設置場所の候補として、尾花沢学園の認定こども園の開園に伴い、現在の園舎をお借りしたいと調整しております。耐震構造についても問題なく、改修による影響もないことを確認しております。

次に開所の目途ですが、旧園舎からの引っ越し作業後、一部解体作業、その後に改修工事の予定となりま

すので、7月下旬頃の見込みです。定員は2名を想定しており、職員については配置基準となる、看護師、保育士を各1名、利用申し込みがあった場合に、おもだか保育園から派遣する体制にしたいと考えています。保育室については、ベッドを設置した仕切りのある部屋を2室と共有スペース、トイレ、汚物処理スペースなどを配置する予定です。利用希望者については、施設の利用が可能かどうかを判断する医師の確認書と一緒に、前日の夕方まで申し込んでいただく流れになります。また、開所にあたっては、市内の開業医に指導医としての協力をお願いしております。

開所日時、対象年齢、利用料金、子どもの受け入れ要件などの詳細については、今後検討してまいります。なお、本事業については新年度予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

ご丁寧なるご答弁ありがとうございます。まだ聞き足りない点につきまして、再質問をさせていただきます。

大変今後やはり、集落の中で構成されるこの農業者でありますけれど、特に家族経営、中小の農家に対する支援というふうなことで、このたびお尋ねしたところでございます。ただ今の答弁によりますと、やはり現行法の中では、国、県補助事業採択要件は、やはり人・農地プランに位置付けられた、中心的な経営体等、ポイント制等々なっておるのでというふうなことで、なかなか厳しい面があるようでございます。しかしながら、当市の単独事業としております、元気な農業支援事業では、意欲ある家族経営農家へは、採択要件が緩やかで、使い勝手が良く、多くの農家より喜ばれているというふうなことでございます。これまでの第6次振興計画の中においては、認定農業者、あるいは担い手という方が中心として、この事業の支援を受けておられたわけなんですけれども、今後のほうで、いろいろ議論されて、本当はやはり、これまで地域の農業を支えてきた中小の規模の農家、あるいは家族経営、そういうところにもスポットをあてて、支援していくというようなことが大変議論になりまして、間もなく出されます、新たに見直されました、食料・農業・農村基本計画、これが明日明日発表されると。閣議決定により発表されるというふうなことになっております。答弁の中では、持続可能な農業の推進を頑張っている、

意欲ある家族経営農家のみならず、地域全体での営農や、農地保全などの取り組みに対する支援策を反映させていきたいと、このようになっております。ぜひとも、第7次ですね、振興計画におきましては、きちんとその中小規模、あるいは家族経営のなされている農家に支援するというようなことをぜひ謳っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（大類好彦議員）

市長。

◎市長（菅根光雄君）

第7次振興計画の中には、いろんな角度からのご意見をいただきながら、早期に盛り込んでいきたいと思います。ただ第6次について申し上げれば、10年間を策定するにあたって、10年間のことを皆さんその当時、それなりに考えて盛り込んだと思います。しかし時の流れとともに、思わぬ状況になってきている部分もございます。10年先をしっかりと見つめる。それはかなり難しい、先のことを見つめるにしても、途中でですね、その見直しを図って、そして検討していく。これも必要なわけでございます。その時代の流れとともに、農家の皆様方の形態は変わっていく可能性も大いにありますし、そして荒廃地がいかにして少なく抑えていけるかというのは、地域の皆様方と一緒に、加えて家族で一生懸命取り組んでいる皆様方にも、本当にまた頑張っていただきたいという気持ちで、これから取り組んでいくつもりでございます。

◎議長（大類好彦議員）

菅野議員。

◎1番（菅野修一議員）

国連のほうでも、小農宣言とも言われます家族農業、これからの中の10年というふうなことが宣言されております。今そういう中で、大変小規模の、あるいは家族経営が見直されているというふうな時代の流れかと思います。そんなことで、ぜひとも計画は長いスパンでありますけれども、ローリングしながら、やはり見直しを図りながら、その時代に合ったものを的確に出していくだけだと、このように思うところでございます。

本市の令和2年度の予算の中ではありますけれども、その中小、あるいは家族経営を支援するような、この尾花沢市の元気な農業支援事業というようなことで、1,800万円ほど取られております。昨年度から比較しますと、600万円ほど増額してもらっているなど、これにつきましてはやはり、私も評価をしたいと思います。やはりこの対象を見ますと、新規参入の農業者、あるいは農業法人、担い手農家等というふうなことに

なっております。等と言うからには、そこには意味も、広い範囲が出てくるのかなとも思いますが、家族経営の中でも、家族経営でしっかりとこう意欲を持って取り組まれる方にも支援されるというふうなことを理解してよろしいでしょうか。

◎議長（大類好彦議員）

農林課長。

◎農林課長（本間純君）

菅野議員から、元気な農業支援事業についてご質問でございます。何度も説明させていただいておりますけども、尾花沢市で農家を目指す新規就農の方について、来年度は新たに3名予定してございます。農家さんのほうで、スイカ栽培の研修をされたいというふうな、意欲ある方々でございます。そのほかにも、定年後に就農したいという方につきましては、定年からおおむね3年以内、50歳以上の方というふうなことで、この方に対しても、機械の購入とか、施設整備について、一定限度の上限はございますけれども、そういうふうな形で、新たな支援も考えてございますので、ぜひ就農を考えている方については、農林課のほうにご相談いただきながら、支援してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長（大類好彦議員）

菅野議員。

◎1番（菅野修一議員）

今やっぱり地域の農業の将来像を話し合う、磨くという中で、人・農地プランということが重要になってきていると思います。各地区に組織されているわけなんですけれども、ここにやはり、これまででは地域に入ってはいきますけれども、踏み込んだ地域の農業のビジョン、そこまでこうななかな話が進まないというようなことも聞きました。しかしながら、このたびも、農家の方々に了承の上、アンケート調査も行っているというふうなことは、これもしっかりと、やっぱり把握して、地域農業のビジョンを進めるためのアンケートだというふうなことだと思います。ぜひ人・農地プランに入っていただいて、積極的な支援、アドバイス等をいただければと思いますが、その点についてよろしくお願ひします。

◎議長（大類好彦議員）

農林課長。

◎農林課長（本間純君）

菅野議員から人・農地プラン、いわゆる地域農業の未来の設計図というふうなことで、集落の方々が今後周辺の農地、あるいは農村をどういうふうにしていく

かというふうなことで、今農家の皆様からアンケートをさせていただきまして、そのデータを今取りまとめている最中でございます。その結果を地域の方々が話題としていただきて、今後どういうふうな営農をしていくか。誰がそこを耕作していくのか。そこまで踏み込んだ形で、お話し合いをさせていただきたいと思いますので、農林課、また農業委員、最適化推進委員も入った形で、いろいろな方々が関わっていただきて、その話し合いをまとめていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

よろしくお願ひいたします。次の耕作放棄地の問題でございます。耕作放棄地の対策というのは、一面、鳥獣被害防止対策にもつながってくるのかなど、このように思います。この多面的機能支払交付金で活用できるというふうなことを聞いておりますけれども、その点伺います。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(本間純君)

耕作放棄地というか、そのエリアに入っている農地であれば、葦とか萱が生えてしまっているようなところを刈り払いして、耕作が可能な状態にすることは認められてございますので、よろしくお願ひします。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

きちんと多面的機能の交付金を受けるエリアというふうなことに組み込んでやらないと、というふうなことも分かりました。私が、このたび萱刈りというふうなことを挙げましたけども、萱刈りスマートというふうな機械があるというふうなこと、ぜひこれも購入は可能かというふうなことも出ておりますが、農林課のほうに十分相談していただきたいと、事前にというふうなこともあります。承りました。ただ、この萱の葦野でありますけれども、よくよく我々刈り払い機ですね、それぞれの刈り払い機で入ると、やはり結構この、刈り株からこの足に刺さったりすると。ゴム長をとおしてそういう危険性もある。あるいは昔からこう言われているんですけども、最上川沿いの葦野をいろいろ刈っている時に、このツツガムシ等々に、よくそれで発症する人がいるというふうなこともありますので、これはやっぱり刈り払い機でやるよりは、刈り払い

機でやるよりは、そういう最新のですね、萱刈りスマートみたいな機械を導入して、それをレンタルでもいいでしょうし、そういうふうな活用できないかなと、このように思っているところなんです。そんなことで、これからもいろいろご検討いただきたいなと、このように思うところでございます

次に移ります。地球温暖化防止対策でありますけれども、近年の排出量の動向というふうなことで、日本国内のことが書かれているのかと思います。平成17年度14万4,000トン、27年度は12万3,000トンというふうなことで、15%の削減になっているよというふうなことですが、第2次の環境基本計画の中では、市民1人あたりのCO₂排出量、これを現状は年だと思うんですけど、年7トン目標値、年7トン、その時点ですね、平成23年策定した当時だと思いますけど、これを10年かけて6.5トンとする目標にしているようです。ちょうど丸10年目になるわけなんですけれども、これ、やはり把握するとしているんですけども、どういう状況でありますか。

◎議長(大類好彦議員)

環境整備課長。

◎環境整備課長(鈴木賢君)

お答えします。なかなか二酸化炭素排出量の計算式のほうは、国のほうの委託を受けている会社のほうで積算しているようあります。トータルしますと、経済産業省関係でのエネルギー統計調査、工業統計、そして総務省は経済センサス、そして国土交通省関係では自動車の燃料調査、そして環境省でのCO₂排出調査、そして全国自動車関係の台数調査をトータルとしての積算になっております。なお最新版は27年度ということになりますて、前回第2次の計画の際にも、ちょうどその2008年ですかね、この時の値とこの表を確認しながら、今削減に向けて努力しているところであります。なお皆さんご存知のとおり、やはり車のほうも省エネカーの普及であったり、あと各家庭での温度設定の、暖かい時は下げる、寒い時は上げるような形の活動が大きくなっているかと思われます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

地球温暖化の防止対策においても謳われていることがもう1つですね、家庭でのアクションというふうなことで、1日1kg、CO₂の削減、これを頑張りましょうと。そして10年後の令和2年には相対の世帯数の

5%にしようというような目標も出ているわけでございます。やはりそういう点をぜひしっかりと踏まえていただいて、ぜひ達成するように、市民に啓蒙することが大事かと思いますが、その点どうお考えですか。

◎議長(大類好彦議員)

環境整備課長。

◎環境整備課長(鈴木賢君)

今回ちょうど春、年度変えに向けて、各家庭のほうに3月15日でありますけども、ごみのチラシを配布します。ごみの出す日になりますけれども、こちらのほうにゴミの削減についての啓発活動のコマを入れまして、そしてまず家庭での燃えるごみの水の水切りの件、それをまず大きくして、減量化を図ろうと思っております。また4月1日の各補助金関係、再生可能エネルギーの補助金要綱等の項目も周知徹底を図りたいと思いますんで、その際にペレットストーブ、太陽光発電等の各家庭のほうに補助を出しながら、二酸化炭素の削減化に向けて周知を図って、PRしていきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

異常気象がもたらすこの災害というのは、平成30年度、我が市においても、近年にない未曾有の豪雨災害をもたらし、令和元年度、昨年は台風19号の災害というふうなことで、日本列島は本当に災害列島でないかなと、このように私も感じているところです。このような年々巨大化する自然の猛威に、真剣に向き合い、地球温暖化の元凶と称されるこのCO₂の削減に、できることから行動していかなければならぬ、こう考えるわけなんですけれども、その意味においてですね、尾花沢市もゼロカーボン指定の目標年次を宣言すべきだと思いますか、市長どうお考えですか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

東根市のゼロカーボンにつきましては、発表する前に市長から話を伺いました。詳細を聞いたところ、詳細はまだ決まっていないと。これから走りながら考えると。そして職員にその中身をしっかりと検討するようにというふうに言ってあるということで、なかなかその実態が見えてきていませんという感じでございました。でも実際に尾花沢の場合には、先ほど申し上げたとおり、人口減少に伴うもの、それから各ご家庭で暖房をつけるにしても、皆さんいろいろと工夫なさって

いるようございますし、ペレットストーブのほうもそれなりに普及してきている。それから薪ストーブに着手している方々もいらっしゃいますし、そういった面で、エネルギーに対して皆さん、それなりの関心は強くなってきたなと思います。また願わくは、ごみの量をいかに少なくするか。そして今尾花沢で、市全体でもリサイクルやっているわけでございますけれども、以前からみると、リサイクル量は減ってます。何とかこれをもう1度以前のようにできないのかなと。しかし、学校単位でやるにしても、子どもの数が減ってきたり、トラックが不足してきている。そういう実情の中で、以前のようにできなくなつたという経過があるわけです。そんな中でも、できることならばリサイクルで、あれだけの量を尾花沢市から出してやる。そうすると毒沢で、あれを焼却するにも、エネルギー一代を考えれば、黙っててもあの当時で3,000万円以上浮くんだということもございました。そういうことを含めて考えれば、もうちょっとリサイクルを増やしていくと、尾花沢からもそう言った面でもカーボンは減るのかなというふうに考えられます。やはり1事業所、1個人でやるものではなくて、市全体で、やはり市民あげて取り組んでいかなくちゃならないと思いますし、企業からも相当のご協力をいただくということも必要になってくると思います。ゼロカーボンはあえて宣言しなくとも、尾花沢でやれるところをしっかりとやつていくという形で考えていきたいというふうに思います。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

ゼロカーボンのやはり取り組みというふうなことは、いろいろな裏付けがあってというふうなことだと思います。東根市においては、聞いた話でありますけれども、環境ISOですか、14001、そのことをずっと継続されているんだというふうなことでした。尾花沢市でもその環境ISOを取ったわけなんですけども、それをずっとつなげてはこなかったのかなと、こういうふうに思いますけども、どうですか。

◎議長(大類好彦議員)

環境整備課長。

◎環境整備課長(鈴木賢君)

今の環境ISO14001の件についてであります。東根市は参考までに、平成13年の10月に県内初、県内自治体で初めて取っておりました。尾花沢は平成16年取っております。なおその後、継続してずっとしている

場所は、県内では東根市のみでありますて、尾花沢は継続は現在してないところであります。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

やはりそういう事業を継続していくというふうなことは、かなりの費用もかかるだろうし、マンパワーも必要かなと、このように思いますけれども、ちょっと私も、これまでつながってこなかったのはちょっと残念だなど、このように思ったところでした。いずれにせよ、この地球温暖化の防止対策として、地道な地域からの積み重ねというようなことを継続してもらえたら、このように思っております。

次の次世代エネルギーパークの継続でありますけれども、答弁では見直しを図るというふうなことでございます。いろいろな評価があろうかと思いますけど、この点についていかがですか。

◎議長(大類好彦議員)

環境整備課長。

◎環境整備課長(鈴木賢君)

お答えします。前回塩原議員にもお答えしたような形になるわけなんですけれども、大幅にこの新庁舎、市役所の新庁舎が、最高の再生可能エネルギー関係の施設になったかと思います。それを中心に市内一円を見ますと、徳良湖の1ヵ所だけの拠点というわけではなく、市全体の中では、徳良湖に数多くの再生可能エネルギーの施設があり、そして先日お答えした土地改良区の小水力発電もあり、そして今現在、宮沢地区の小水力発電、また、347の県境のほうに風力があるような形にもなりますので、民間の活力も見据え、応援しながら、そして市全体のエネルギーパークを見直していきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

小水力発電については、やはり近年の村山北部土地改良区で取り組まれた、送水管を活用しての発電というふうなことは、大変収益も、売電して収益も上がっているとお聞きします。やはりあの送水管というのは、あそこ1ヵ所だけでなく、まだまだこう長いパイプラインでありますので、可能性としては、まだまだ小水力発電をやるところがあるのではないかなど、このように思いますけれども、その件と。あとですね、やっぱり尾花沢市やっぱり水資源ですね、これが大変あるというふうなことで、銀山に昔発電所があったとい

うふうなことで、銀山電気というふうなことで、大正8年ですね、大正8年から銀山、あるいは9年は下柳、10年、上柳、行沢、原田、正巣、中島、鶴巻田、4月、5月には丹生、押切、延沢、高橋、富山、六沢、9月には北郷、10月には畠沢、細野、鶴子、15年に岩谷沢、寺内、市野々というふうに、どんどん電気がついていったわけなんです。それ銀山発電所だというふうなこと、ちょっと調べたら出てきました。銀山の水量と言いますか、それを活用すると。景観のほうもあるんですけども、そういうちょっと思いきった、夢のある話ではあるけれども、それを銀山で起こした電気で銀山の旅館の照明を全部賄うとか、そういうような話ですね、そんな取り組みは市長としてどう考えますか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

尾花沢の水資源、それを有効活用するということで、先ほどお話あった土地改良区の小水力発電に関しては、本当に順調にきております。収益も確実に上がっておりまし、すごいなと、私自身それを見て感じております。ただ、じゃあ、あそこから放水される水をさらに使ってというと、落差の問題とかいろんな形あると思いますけども、そこを利用できる部分については利用するという方針ではいってほしいなと思いますし、そのところは、環境のほうでも考えて、そして相談しながらやっていきたいと思いますけれども、徳良湖に設置しましたあの施設だけは、残念ながら設置してわずかな期間だけ稼働して、全く用をなしてないと。あそこについては再利用というのは、もう考えるべきではないだろうというふうに思っています。あそこを改修するのに、設置費の倍以上どころか、もつとかかるんじゃないかと。そこに投資してどれだけの収益が得られるかと。わずか3灯の電気をつけるために、あれをやるというのは、市民のためにはならないというふうに思ってますんで、そこは今後対策を考えていきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

今後ともやはり、本市の再生可能エネルギーを十分に考慮されまして、新しいものにチャレンジしていくというふうなことをお願いしたいなと思います。

時間もあれですので、最後にです。病児・病後児保育事業についてです。これは市長の公約として、また市議会の各派、会派からの政策提言もありました。病

児・病後児保育事業が令和2年度に着手されようとしていることは、誠に喜ばしきことであり、市長並びに当局の奮闘に敬意を表したいと思います。ある保護者ではですね、本市にないので、村山市の保育施設にお願いしていた。本市に開所されることはとても嬉しいと、期待を寄せておりました。今9つの項目について答弁をいただきましたが、私たち令和クラブは、昨年9月28日、東京都のあきる野市において、病児・病後児保育室「ぬくもり」を視察研修してきたところでございます。そこでですね、時間がございませんので、最後にお聞きしたい2つについてです。今後の検討課題とされており、利用料金の有無についてですが、私は、我が市は、子育て日本一を目指しているというふうなことから、保育料の無償を決断してはいかがかなと、このように思うのですが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

議員からは利用料金無償というふうなご意見でありますけれども、そのことも踏まえて、今後検討していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

あとですね、やはり対象者、利用する子どもたちの対象者の登録制ということを取っておりました。この点については、やはりしっかりと利用される方々の登録、市内全域だと思いますけれども対象は、その方々の登録制、この点についてもよろしくお願ひしたいなと思うんですけれども、どうでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。近隣の状況を見ましても、事前のやはり、ある程度のその方の病歴ですか、いろんな情報を事前に分かっていたほうがいいというふうなことで、登録制にしているようです。具体的な内容等についても、これから検討となりますけれども、そのようにしたいと考えております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎1番(菅野修一議員)

本当に前向きに、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

最後にでありますけれども、この3月に退職されま

す尾花沢市職員の皆様、本当に長い間のお勤め、本当にご尽力いただきましたことに、心から敬意と感謝を申し上げつつ、私の一般質問を終ります。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、菅野修一議員の質問を打ち切ります。

次に3番 菅野喜昭議員の発言を許します。菅野喜昭議員。

〔3番 菅野喜昭 議員 登壇〕

◎3番(菅野喜昭議員)

皆様お疲れ様でございます。3番の菅野喜昭でございます。暫時よろしくお願ひをいたします。

質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症に関して一言申し述べさせていただきます。

皆様すでにご承知とは思いますが、日本におきましては現在、昨夜ですかね、22時頃の段階で480人の感染が確認されております。その反面、311人が、クルーズ船も含めてですけども、回復している状況にあります。先月27日の安倍総理開催の第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、首相はここ1、2週間が極めて重要な時期で、子どもたちの保護のため、3月2日から春休みまでの間、休業するというふうに発言されております。それから間もなくもう2週間が経とうとしております。現在、緊急事態宣言も検討されているところでございます。隣接の宮城県及び新潟県、並びに秋田県、さらには福島県まで感染者が判明しているものの、幸い我が山形県では感染者が確認されておりません。県知事も先週ですか、ここ1、2週間が極めて重要な時期で、県民皆さんでこの難局に立ち向かっていきましょうと、県民に訴えております。市としても、この反省会も控えるということや、今日ですね、6日付で各区長に対しまして、総会等多く集まる会合については、自粛してくださいというところで、市長から通達というか依頼ですかね、出されておるところで、みんな一丸となって頑張っているところでございまして、今後もこの予防対策をしっかりと履行して、このままの状態で終息を迎えることができますよう切に願うものでございます。

さて本題に入りますが、通告にしたがいまして、質問させていただきます。質問は2項目でございます。1項目目は、尾花沢市防災情報ガイドの周知徹底について。2項目目は、尾花沢市住宅関連補助事業についてでございます。

それでは1項目目の防災情報ガイドの周知徹底について質問させていただきます。少々前置きが長くなるとは思いますが、よろしくお願ひをいたします。

本年2月6日の新聞記事に、「避難勧告、正しく理解27%」という見出しがありました。これは昨年の台風19号の被災地住民に対する国のアンケート調査で、今年1月にインターネットで実施したものの結果であります。これは何を言っているかと言いますと、自治体が発令する避難勧告、これについて避難を始めるという、正しく理解していたのが27%にとどまったということであります。裏を返せば、70%以上の被災者は「避難勧告は避難を始める」とは理解していなかったということです。避難勧告については、政府が昨年導入した5段階の大気洪水警戒レベルで、より切迫度の高い避難指示と同じ警戒レベル4に区分し、全員避難を求めていたのですが、周知が進んでいなかったと、徹底されていなかったということになります。それでは尾花沢市においてはどうだったんでしょうか。昨年12月の一般質問における答弁では、宮沢地区に関してではございますけども、307人に対して、防災情報として警戒レベル4を発令し、避難を求めましたが、実際に避難したのは20人とのことでありました。この中には、自主防災会長、すなわち区長などのですね指示で、明るいうちに自主避難していた方が5人含まれております。したがいまして、市の防災情報により避難した方は15人であったということであります。これは避難対象者の5%にも満たないものであります。この原因はいろいろあるとは思いますが、1つは、防災行政無線の情報が届かなかったこと。2つは、警戒レベル3と警戒レベル4がほぼ同時に発令され、しかも夜半遅かったこと。3つは、防災情報は確認できたが、暗夜で避難を躊躇したことなどが考えられます。しかしながら、アンケートにもありましたように、警戒レベル4、すなわち避難勧告は避難指示と同様、直ちに避難を開始するということが、正しく理解されていなかったことが原因ではなかったかなと、私は考えております。これらのことからしても、防災情報ガイドの、特に防災情報を正しく理解するということが、いかに重要なのかということがお分かりいただけると思います。少々長くなりましたが、これらを踏まえて、質問させていただきます。質問は3つございます。

1つ目は、12月の定例会で、防災情報ガイドの周知徹底を後押ししていきたいとの答弁がございました。それではこの防災情報ガイドの内容、特に各警戒レベルにおける避難行動について、市民の皆様への周知徹底の進捗状況は、どのように捉えているのでしょうか。

2つ目は、市内の指定避難所及び一時避難場所の中には、各種警戒区域内に所在するものや、警戒区域に

近い危険な場所にあるものがあります。より安全な場所に設置する必要があるのではないでしょうか。避難所等の見直しをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

3つ目は、新規の防災行政無線の設置計画及び既存の整備計画はどうなっているのでしょうか。また個別受信機を対応する予定とのことですですが、その時期、場所はどうお考えですか。以上が、1項目の尾花沢市防災情報ガイド周知徹底についての質問であります。

災害発生前後で一番重要なのは、安全なうちに危険な地域場所から安全な地域場所へ一早く避難することでございます。これができるか、できないかで、命を守れるか、守れないかに関わってくるものだと私は思っております。避難後のパーテーションの設置、毛布等の準備等、居住関係の充実も重要な事項ではあります、まずはしっかりと避難して、生きていることが極めて重要なことだと思っているところでございます。

続きまして、2項目の尾花沢市住宅関連補助事業について質問いたします。

住宅関連補助事業には各種ございますが、今回は住宅の雪対策への助成、これについて質問させていただきます。

雪対策への助成については、克雪住宅の建築、融雪装置の設置、除雪機械の購入費用に対する助成があります。この中でも今回は、除雪機械の購入費用の助成について質問いたします。その前に市長は、令和2年度施政方針で、第2の柱に「にぎわいとやすらぎのある定住のまちづくり」第5の柱に「人々が集う雪に強い都市基盤づくり」を訴えておられます。市民に対するアンケート調査の結果の中に、尾花沢に住みたくない方は、住みたくないか、もしくは住むのが楽しくないというのが30%いると、私記憶しております。市民の皆さんの3分の1は、ほかの所に住みたいと思っているのであります。理由は申されませんでしたが、私が思うに、やはり雪対策が大変だからなのではないでしょうか。私個人としては、尾花沢市の雪対策において、各家庭の設備費等として、少し大きめかかもしれません、約500万円前後かかるのではないかと思っております。これが雪の少ない地域では、ほとんどかからないわけでございますので、そちらに転居したくなるのは心情なのではないでしょうか。そこで質問でございます。これは要望になるかもしれません、よろしくお願いをいたします。

家庭用除雪機械購入費助成の補助率が10%以内で、限度額が5万円となっております。これは例えば200

万円の機械を購入しても、補助金は5万円ということになります。尾花沢市のような豪雪地帯では、小さな除雪機械では太刀打ちできません。この限度額を外し、最小限一律10%以内の助成にしていただけないでしょうか。以上が、2項目目の尾花沢市住宅関連補助事業についての質問であります。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。ありがとうございました。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄君登壇]

◎市長(菅根光雄君)

菅野喜昭議員からは大きく2点についてご質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

ただ前段での新型コロナ対策について、今いろいろなご提言いただきまして、ありがとうございます。尾花沢市では、先月の5日からですかね、その後対策本部を設置して、そして県内では準備はかなり早くからやったと思っています。その上で、市民の皆さんには不安を煽るようなことは絶対にしないと。日一日と情勢は変わってくるので、その都度印刷物を作り、皆さんにしっかりと見える化を図っていく。その上で、安心して生活していただきたいというふうに思っております。たぶんこれからも、いろんな印刷物が皆さんのお手元に届くと思います。地域の皆さんにもぜひ周知よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは順次お答えします。

最初に、防災情報ガイドの周知、徹底についてですが、昨年7月に尾花沢市防災情報ガイドを作成し、各区長を通じ全戸に配布いたしました。まず、区長の皆様に防災情報ガイドの配布を依頼する際、地域での防災訓練、講習などで、防災情報ガイドを活用していくようお願ひするとともに、訓練、講習の際には、職員を派遣していく旨もお伝えいたしております。その後も、防災情報ガイドの活用を進めていただくため、昨年11月13日に開催した自主防災組織リーダー研修会で、防災情報ガイドの内容を説明するとともに、地区的代表区長会の際にもお邪魔させていただき、防災情報ガイドを周知してまいりました。また、昨年12月12日に毒沢地区で「まるごとまちごと、ハザードマップ作成ワーキング」を開催するなど、工夫をしながら防災情報ガイドの周知に努めております。

新年度においては、総務課内に防災危機管理室を設置し、専任の職員を配置しながら、地域に出向き、防

災情報ガイドの周知に努め、地域防災力の向上を図つてまいります。

次に、指定避難所や一時避難所の見直しについてですが、防災情報ガイドの作成過程では、地区ごとに2回の意見交換会を開催し、避難所指定の見直しも含め、話し合いを重ねてまいりました。その中で、一時避難所の指定解除や変更を検討するとともに、土砂災害警戒区域内の避難所については、がけ崩れ等の災害が危惧されるため、避難所としては適さないことが伝わるよう否とし、災害種別ごとの適否を表示するなど、指定避難所の見直しも進めてまいりました。避難所指定のあり方については、今後とも避難区域の自主防災会の意見も聞きながら、継続して検討してまいります。

次に、防災行政無線の整備ですが、平成29年度に各区長の皆様にご協力をいただき、防災行政無線の難聴エリアについて調査をしました。これを基に、平成30年度は屋外拡声子局を1ヵ所新設し、既設の子局4ヵ所にスピーカーを増設いたしました。また今年度は、屋外拡声子局の新設を5ヵ所、既設の子局1ヵ所にスピーカー増設を予定していましたが、設置場所の一部で、地域や地権者との調整に時間を要したため、工事発注は、令和2年度に予算を繰り越して実施させていただきました。なお、現在は地権者等との調整も完了しております。

次に、防災行政無線の個別受信機貸与についてですが、風雨の際などに防災行政無線の放送が聴きにくいとのご意見を以前からいただいたおり、検討を進めてまいりました。

貸与対象世帯について、令和2年度は、地域自主防災活動の中心となる自主防災会長宅を対象と考えています。令和3年度以降の貸与対象世帯については、令和2年度の貸与状況を見極めながら、災害時要援護者世帯、土砂災害警戒区域や浸水想定区域内の世帯、屋外拡声子局から遠い場所に居住する世帯などについて、重要度を勘案しながら配備してまいります。

設置時期ですが、新年度の自主防災会長、いわゆる区長の皆様が決定したのち、貸与事業の説明と希望の取りまとめを行い、各設置世帯の電波の伝達調査等を実施させていただくこととなります。その後の設置作業となり対象世帯も多いことから、具体的な設置時期については、現在のところ未定ですが、速やかに設置できるよう努めてまいります。

次に、住宅関連補助事業についてお答えします。

豪雪地帯の本市では、冬期間でも快適に暮らせるよう、除排雪作業の労力軽減も重要な施策の1つと位置

付け、平成27年10月に策定した尾花沢市総合戦略の基本目標にも、冬期間だれもが安心安全に暮らす快適な生活環境づくりを掲げ、目標数値を定めて事業を展開してきました。市では単独事業として、ふるさと暮らし応援条例を制定し、克雪住宅の建設や消融雪装置に対して、設置費用の一部を助成するなど、居住環境の充実を図っております。

除雪機購入助成事業については、市民からのニーズが最も高い事業であり、昨年度の実績は、98件、483万8,000円の助成額となっております。当該制度は市単独事業であることから、限られた予算の中でより多くの方が申請できるよう、また除雪機械を買い替えた場合に再度申請できることから、限度額を設定しております。限度額を撤廃した場合は、購入金額の合計が約1億円程度であることを考えると、助成額が現在の2倍以上になることが想定され、事業継続が大変難しくなってきます。

また、生活環境によっては、誰もが購入できるものではないことや、限度額を撤廃することにより、購入者の間でも、補助額に相当の開きが生じるなどして、均衡が保たれなくなることが懸念されます。今後ともより多くの皆様から利用していただきながら事業を継続し、雪国の居住環境の充実を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長（大類好彦議員）

菅野議員。

◎3番（菅野喜昭議員）

市長どうも答弁ありがとうございました。それでは自席におきまして、2～3質問させていただきます。最初の防災情報ガイドの件でございますけども、やはり各区長さんと区長会とか、リーダー研修会において説明しているとはいいうものの、やはりこれは各地域住民の、一人ひとりに徹底されないと、なかなかこの避難行動に結び付かない面もございます。全地域がその警戒区域になるとは限っておりません。むしろ警戒区域内にある地区のほうが少ないかと思っております。それで総務課長にお聞きしたいんですけども、各自治会の会長、すなわち区長が、その自治会において、このガイドについて周知する際に、職員の派遣をすること、後押しすることだったんですけども、その自治会長から、どのぐらいの要望がきておりますでしょうか。

◎議長（大類好彦議員）

総務課長。

◎総務課長（鈴木浩君）

お答えいたします。各集落、いわゆる自主防災会における防災情報ガイドの周知に向けた説明会等の要請のご質問でございますけども、昨年の7月に配布したところでございますが、その後、先ほど市長からも答弁ありましたとおり、いろいろな場面で、集落のほうで要請があれば出向いて、説明させていただきたいというふうなお話はさせていただいたところでございますけども、これまでのところ、各自主防災会へ直接出向いて、その内容を詳しく説明したという内容は、今のところちょっとないようなところでございます。

◎議長（大類好彦議員）

菅野議員。

◎3番（菅野喜昭議員）

私これ要望で、これから各地区の、警戒区域に居住する地区のですね皆様方に、総会等を利用して、職員を派遣していただきて、そのところで徹底を図っていただきたいなと思っていた矢先に、今朝の情報で、そういう集まりはなるべく自粛しなさいということでありましたので、それはちょっと延期になるのかなということだと思います。そうはありながら、この防災危機管理室を設置して、専門の職員をそこに設置するということでございますので、その方々からよろしくその周知、徹底をしていただくようお願いをいたしたいと思います。

それから次はですね、機械の購入の件ですね。先ほど昨年度の機械の助成につきましては、98件、483万8,000円と、約500万円ですね、1件について約5万円の助成をしたとなっておりますけども、そこでここに、それを限度額を撤廃した場合について、約1億円ということ書いてありますけども、これ1億円となりますと、まず100万円ぐらいの助成かなと思いますけど、これ1億円でよろしいんでしょうか。定住応援課長お願いします。

◎議長（大類好彦議員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（佐藤京子君）

除雪機械の件ということでよろしいんですよね。昨年度購入した購入金額、総額が約1億円かかっているということでございます。機械の総合計費という意味でございます。

◎議長（大類好彦議員）

菅野議員。

◎3番（菅野喜昭議員）

答弁にはですね、限度額を撤廃した場合はと。限度額というのは5万円ですね。5万円を撤廃した場合は

10%でございますので、例えば200万円の機械でしたら20万円ですよね。そしてそれを100件を補助したら2,000万円ですかね。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

答弁書手元にあると思います。よくご覧になっていただきたいというふうに思います。

「限度額を撤廃した場合は、購入金額の合計額が約1億円程度であることを考えると、助成額が現在の2倍以上になることが想定される」というふうに書いてあります。ですから、購入した98台を、全部買った金額の合計すると1億円になると。その1割となると、もう1,000万円位いってしまいますよというふうな意味でございます。ご理解お願いします。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎3番(菅野喜昭議員)

それに関連しましてですね、そうであればですね、市からの助成が非常に難しいというのが分かります。限りある財源の中からやっぱり助成するものでございますので、市にはやっぱり限界があると思います。そこでですね、そういうことにつきましてですね、県とか国のほうに、そういった助成といいますかね、補助みたいなものが申請できないのかどうか、私素人で分かりませんけども、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

財政課長。

◎財政課長(高橋隆君)

除雪機の購入に対する国、県の助成ということでありますけれども、現在国については除雪機械の助成はないところであります。ただ、県のほうにおきましては、いきいき雪国やまがた交付金というのがあります。そちらにつきましては、地域のこの共助する場合の除雪機械、個人には対象になりませんけども、共助する場合の除雪機械に対しては対象になるということになっております。でありますので、先ほど議員からもご提案ありましたように、また尾花沢市の場合、やはり特別豪雪地帯でありますので、こちらのほうの除雪機械につきましても、補助の対象になれるようになれるようになっております。

◎議長(大類好彦議員)

菅野議員。

◎3番(菅野喜昭議員)

分かりました。なるべく県や国のほうから助成をいただけるように、お手配をお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、菅野喜昭議員の質問を打ち切ります。

ここで15分間休憩いたします。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時34分

◎議長(大類好彦議員)

再開いたします。

次に、6番 奥山格議員の発言を許します。奥山格議員。

◎6番(奥山格議員)

本年は、東日本大震災がおきて、想定を超える大津波がおき、原発事故がおきてから9年になりますが、しかし岩手、宮城など東北の被災地の復興は、まだまだの半ばであり、福島ではまだ帰還できない区域が残っております。復興は途上であり、あらためて大震災の被害の大きさを思い知らされます。また一昨年の豪雨被害、昨年の台風災害と、まだまだ被害が回復しておりません。1日も早い回復を望むものであります。

またこのたびの新型コロナウイルスの、世界的な蔓延の恐れがある中、感染を最大限防ぐ取り組みがなされ、一日も早く終息して、地域経済も回復し、国民が安心して暮らせる日常生活に戻るように、感染予防に市民一人ひとりが努めていかなければならないと思います。

さて3月定例会にあたり、先に通告しておりますとおり、一般質問させていただきます。

まず連携中枢都市圏構想についてお尋ねいたします。

連携中枢都市圏という構想であります。現在、村山管内においても、山形市が連携中枢都市となって、村山管内の6市6町がこれに参加し、最後に残っているのが尾花沢市、大石田町であり、参加するかどうかが問われていますが、連携中枢都市圏構想とはどのようなものと考えているのかについてお尋ねいたします。

また連携中枢都市圏に入った場合のそのメリットは何と考えているのかについてお尋ねいたします。

本市が山形市を連携中枢都市とする、連携中枢都市圏に参加する上で、どのような課題があると考えているのかについてお尋ねいたします。

本市が参加すると、これから連携中枢都市圏の中で

の課題が出てきた場合に、どのように対応していく考え方についてお尋ねいたします。尾花沢市が山形市を中心とする連携中枢都市圏に参加した場合には、本市の将来像はどのような姿になると考えていますか。山形市を中心とする連携中枢都市圏構想から、はじめは尾花沢市と大石田町が除かれておりましたが、それはなぜだと考えていますか。連携中枢都市圏構想の目的として、コンパクト化とネットワーク化により、高次都市機能の集積強化があげられていますが、そうした場合に、また公共施設や事業、民間の施設や事業の統廃合が行われ、本市から公的また民間の施設がなくなってしまうようなことが起こらないかについて、どのように考えていますか。

また本市には環境衛生や消防など、また北村山公立病院などですでに広域行政の枠組みがあり、事業を行っておりますが、連携中枢都市圏に参加した場合に、それがスムーズに維持、運営されるのかについて、どのように考えておられますか。また本市の場合、中心都市である山形市まで、車で1時間以上かかり、最も遠い地域にあります。山形市の施設を利用するには一番不便であり、また交通費もかかり、日常的に利用するのは無理であります。このように、広域行政を行うにしても難しい地理的条件にあり、そもそも本市のような地理的条件にある市は、山形市を中心とする連携中枢都市圏の対象になるのかどうかについて、どのように考えておられるかお尋ねいたします。

本市は、山形連携中枢都市圏推進会議の協議に参加した場合、連携協約を締結することになりますが、本市はその協約の合意によって、義務を負うことになります。それは本市の環境衛生などの広域行政にも及ぶ可能性があるわけであります。本市の主体性を守りながら、これまでの広域的な行政の枠組みを、スムーズに維持、運営していくことができるかどうかについて、お尋ねいたします。

次に尾花沢市まちづくりアンケートの調査結果からお尋ねいたします。

このアンケートは、令和3年度から令和12年度までの、次の10年間の本市のまちづくりの基本的な計画であります、尾花沢市第7次総合振興計画を策定するにあたって、まちづくりの取り組みに関する現状評価や、まちづくりへの意見等の把握を目的として実施したもので、市民アンケートと青少年アンケートを行っております。市民2,000人と中学生406人、高校生415人を対象に行いました。回答率はそれぞれ市民が41.4%、中学生が96.1%、また高校生が33.3%であります。

直接市民及び青少年の、本市のまちづくりに対する現状評価と、これからの方針が反映されたものとして重要なものと思われます。その中で気付いた点を質問させていただきます。

まず、まちへの愛着度と定住意向についてですが、「自分のまちとしての愛着を感じているか」については、76.1%の人が「愛着を感じている」という結果でした。しかし、「尾花沢に住み続けたいと思いますか」については、住み続けたい人は62.6%と、前回よりも8.4%下がっています。また住み続けたくないという人は32.5%で、前回よりも6.1%増加しています。つまり、住み続けたい人が前回よりも減って、住み続けたくない人が増えているわけです。これでは人口が減るのは当然なわけであります。

また、住みたくない理由として、「雪対策が不十分である」が1位で、前回よりも増え、「働く場所が不十分だ」というのが2位で、前回よりも減っています。前回と1位と2位が逆転しています。市民に、住み続けたいと思う人が増えるようなまちづくりをしていかなければならぬわけであります、どのように考えておられますか。

次に、まちの現状と今後の取り組みについてですが、まず活力ある3次産業づくりについて、不満度であります、商業が39%、工業が38.8%と不満度が高かつたわけです。これはもう少し商業が魅力あって活性化してほしい、また工業が盛んになってほしいという、市民の要望が現れているのではないかと思います。

また、定住のまちづくりですが、不満度では働く場の確保が52.1%で1位で、定住促進が30.2%で2位であります。また今後の重要度でも、働く場の確保が66.7%で1位で、定住促進が54.9%で2位であります。この点でも、働く場の確保に力を入れることの重要性が示されたと思います。

次に青少年アンケートの結果であります、本市にどちらかといえば住みたくないというのが35.2%、住みたくないが5.7%で、住みたくないというのが計40.9%ありました。これでは青少年の減少が進むのもやむを得ないものであります。そしてその住みたくないという主な理由としては、市内に適当な職場が少ないというのが63%であります。ちなみに2位は、日常の買い物が不便であるというが54%で2位であります。

また将来働きたい場所について、本市で就職したいは22.2%、県内他の都市では、働きたいは35.6%でした。県外の都市で働きたい方は38.1%であります。

このように、働く場所が市内また、近隣の市町村にないのが、青少年が市外、県外に就職する原因になっているわけであります。青少年の市外転出を防ぐためには、働く場の確保が最も重要であることは、分かることではないかと思います。

次に健康福祉のまちづくりについてであります、満足度では、健康づくり、医療と高齢者福祉が1位、2位でありました。不満度でも高くはありませんでした。おおむね本市の事業が評価されていると思ったところであります。

4番、安心、安全な環境づくりにおいては、満足度では水道が1位、消防、防災対策が2位であり、不満度は高いものではありませんでした。これも市民に良い評価をされていると思ったところであります。

雪に強い都市基盤づくりについては、雪対策、道路、交通網が満足度、不満度及び重要度とも、1位、2位でありました。これは市民の生活に密接な関心事であるからだと思います。

教育文化スポーツのまちづくりについては、重要度において、教育が60.5%の1位で、青少年健全育成が43.6%の2位で、高いものがありました。これは少子化や学校統廃合や学園構想が影響しているものと思われました。

この市民及び中高生の考えについて、市としてはどのように考えておられるか。7次総合振興計画において、重点的に対策を講じ、計画を立てていくべきではないかと思いますが、どのように考えておられますか。

以上で、壇上よりの一般質問を終わりたいと思います。答弁のいかんによりましては、再質問をさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄君登壇]

◎市長(菅根光雄君)

奥山議員から大きく2点についてご質問をいただきました。順次お答えいたします。

最初に、連携中枢都市圏のお尋ねについてお答えします。

はじめに連携中枢都市圏に対する捉え方ですが、近年の全国的な人口減少や少子高齢化社会において、一定の圏域人口を有する枠組みの中で連携を図ることにより、地域の活性化や持続可能な経済の構築など、地域社会を維持していくための取り組みであると捉えております。

次に、連携中枢都市圏に関するメリット、課題につ

いてお答えします。

山形連携中枢都市圏に対する本市の取り組みについては、府内でのコンセンサス形成、市議会への説明を経て、協議に参加することを決定し、先月19日、6市6町の首長からなる山形連携中枢都市圏推進会議において、尾花沢市、大石田町の協議参加が了承されました。

連携協約に関する規定によれば、「圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積、強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取り組みを相互に連携して実施することにより、人口減少、少子高齢化にあっても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済が維持され、住民の暮らしを支えることが可能な魅力ある圏域を形成する」ことを目的としております。4月からの協議を通じて、この目的を達成し得る連携事業が見出せれば、本市にとってメリットがもたらされるものと考えております。

本市と山形市は、同じ村山管内ではありますが、遠距離にあるため、この物理的な距離が連携する上での課題になると捉えております。4月から連携協約に向けた分野ごとの協議がスタートしますので、勉強会の開催、具体的な協議内容も議会にお示しし、ご意見を頂戴しながら進めてまいります。

次に、連携中枢都市圏に参加した後に、課題が出た場合の対応ですが、連携中枢都市圏を形成した後も、新規事業や既存事業の見直し等を図れるよう、首長で構成する推進会議、副首長などで構成する検討委員会、各市町の広域連携主管課長で構成する幹事会において、定期的に協議する場を設けることとしており、課題が出てきた場合は、課題に応じてそれぞれの会議において対応を協議することとなります。

次に、連携中枢都市圏に参加した場合、本市の将来像はどのようなものになるのかとのお尋ねです。

議員ご承知のとおり、現在、第6次尾花沢市総合振興計画において「夢かがやき絆でむすぶ元気創造のまち尾花沢」を本市の将来像として掲げ、各種施策を展開しております。また、現在、第7次総合振興計画の策定に向け、ワークショップなどの取り組みを進めており、地域の方々や各種団体との話し合いの場も設けることとしております。今後、市民の皆様とともに、新たな将来像を描くことになりますが、連携事業を検討するにあたり、本市の将来像実現に寄与する事業であるかどうかを十分吟味してまいります。

次に、当初の枠組みで本市と大石田町が除かれたのはなぜか。遠距離という地理的条件は、そもそも連携

中枢都市圏の対象にならないのではないかとのお尋ねです。

連携中枢都市圏については、国が定める連携中枢都市圏構想推進要綱の中に、連携協約の定義が定められており、その中で、「宣言連携中枢都市は、原則として、少なくとも経済的結び付きが強い、通勤通学割合が0.1以上（10%以上）である全ての市町村と、連携協約締結の協議を行うことが望ましい」と規定されております。平成27年度の国勢調査に基づく山形市への通勤通学割合は、この要件を満たさなかったため、本市と大石田町が当初の枠組みに加わらなかつたようです。しかし、通勤通学割合0.1以上は原則であることと、首長からなる推進会議において、尾花沢市と大石田町を含め、村山管内の7市7町で連携することが望ましいとの意見が出され、山形市長より山形連携中枢都市圏への参加について要請がありました。

次に、連携中枢都市圏参加に伴う施設、事業の統廃合に対する懸念についてですが、この件については、「山形連携中枢都市圏は、お互いの市町に恩恵のある取り組みを基本的な考え方としており、各市町の既存の公的施設や民間施設、事業の相互利用や連携については、検討を進めているものの、公的施設や民間施設、事業の統廃合について議論する場ではない」ことを確認しております。

次に、連携中枢都市圏に参加した場合、本市の主体性を守りながら既存の広域行政の枠組みを維持できるのかのお尋ねです。

この件については、「これまで東南村山、西村山、北村山の各々の地域で、一部事務組合や企業団等を設置し、地域医療や福祉、公共交通、し尿処理、環境リサイクル、上下水道、消防及び救急業務、斎場の設置など、連携した取り組みを行ってきており、今後も、こうした広域行政の枠組みを継続することを前提として連携中枢都市圏の取り組みを進めていく」ことを確認しております。

いずれにしても、連携中枢都市圏に参加するにあたっては、お互いの市、町に恩恵のある取り組みを見出せるか、大変重要なポイントとなります。今後、担当部署によるワーキンググループをはじめ、幹事会、検討委員会、推進会議にて具体的な協議がなされる予定となっていますので、その内容を議会にもお示しし、協議しながら進めてまいります。

次に、第7次尾花沢市総合振興計画策定に向け実施した、尾花沢市まちづくりアンケートについて大きく4点質問をされておりますので順次お答えいたします。

議員からは、アンケート調査の速報結果と前回の調査を比較した場合、愛着度や定住意向が低下しており、今後、住み続けたいと思う人が増えるようなまちづくりが必要とのご提言を頂戴いたしました。貴重な議員からのアンケートの一考をご提言いただきまして、誠にありがとうございます。

アンケート調査において、住みたくない回答した方の主な理由は、20代を除く全ての年代で、雪対策が不十分であるが最も多い結果となり、いかにして雪対策を充実させるかが、定住促進の鍵であることが明確です。

一方で、働く場が不十分と回答した方は、前回調査時より大幅に減少しており、市内企業の経営努力によって、雇用環境が充実していることが分かる結果となりました。

住み続けたいと思う人を増やすためには、住みたくない理由をいかにして克服していくかが大変重要です。今後、アンケート調査のほかにも、1月から開催している「尾花沢の未来を考えるワークショップ」をはじめ、市内各地区において予定している「未来の尾花沢を語る会」や各種団体との意見交換会などを順次開催し、より多くの市民の皆様の意見を頂戴してまいります。

本市に住んでいる市民の皆様の幸せを考え、働く場の確保、住環境の整備、安心して住み続けられるまちづくり、郷土愛の醸成、移住対策の推進など、あらゆる分野の施策をバランスよく展開することが、いつまでも住み続けたいと思っていただける街づくりにつながるものと考えております。

次に、働く場所の確保についてお答えします。

まず、活力ある産業づくりと定住のまちづくりに関する調査結果では、働く場の確保に対して不満を感じている方や、重要であると感じている方の割合がともに高く、これまで、企業対策専門員の配置や、宮城圏域における企業のマッチング、高校3年生への企業ガイドブック配布などを行っておりますが、本市に住み続けていただくためには、就労の場の確保は大変重要です。しかし、市内には世界に誇れる技術を持つ企業があるにもかかわらず、子どもたちだけでなく、保護者や先生の中にも、企業の名前は知っているが、その企業がどのような事業をしているのか分からぬという方もいらっしゃいますので、地元企業を知る機会を創出し、企業との橋渡しに努めたいと考えております。特に、今人気のあるITエンジニアやプログラマーを養成するため、市内企業と学校が連携して準備を

進めておりますので、そのような動きを積極的に発信することで、市内企業が有望企業としての選択肢となるよう取り組みを進めてまいります。

また、青少年アンケートの結果について、議員からは、住みたくない、どちらかといえば住みたくないが40.9%と高い割合だとの話がありましたが、全回答者528人中、57%にあたる約300の方が、住み続けたい、どちらかといえば住み続けたい、戻ってきたいと回答しております。この数字は全国平均の55.9%より高く、とても嬉しく思っております。

次に、住みたくない等の理由として、市内に適当な職場が少ないを選んだ人が63%のことでしたが、前問にある、住みたくない、どちらかといえば住みたくないを答えた人のみが回答する設問であり、これも全回答者528人に当てはめると、約25.7%、単純換算で4人に1人という値になります。

次に、尾花沢市で就職したいという割合が22.2%、528人中、117人であり低いとの考えのようですが、県内のほかの都市で就職したいという方が35.6%、188人であり、この2つを合わせますと57.8%、約305人となり、住み続けたい、どちらかといえば住み続けたい、戻ってきたいと回答した約300人とほぼ同数であり、本市から近隣市町村へ通勤することを考えている人も多くいることが読み取れるのではないでしょうか。

この様に、アンケート結果の数値の取り扱いについては、特に留意する必要があると考えています。アンケート結果の分析評価は割合だけでなく、実数で全体像を把握しながら、設問間の回答のクロス分析を行った上で、詳細に検討していく必要があると考えております。

次に、アンケートの調査結果をどのように受けとめるかとのお尋ねです。

市民及び中高生のアンケート結果では、それぞれ似たような傾向が伺われます。

中高生のアンケートでは、市に対する愛着度が8割強で、一般市民の愛着度8割弱と、ほぼ同程度の結果になったものの、定住意識については、一般市民が6割強、中高生が6割弱という結果となりました。その理由としては、適当な職場がない、日常の買い物が不便、スポーツ施設や文化施設が不十分との回答のほか、都会で生活してみたいという、都会への憧れも見てとれました。こうした結果を踏まえれば、子どもの頃から市内企業、スイカや畜産などの農業などの働く場を知り、そして四季折々の自然や人情味に触れるような施策、つまり郷土愛の醸成と尾花沢の良さを知る施策

を展開することで、一度都会に出たとしても、尾花沢に戻って生活する環境づくりが大切であると感じています。

最後に、アンケート結果を踏まえ、重点的に対策を講じる分野を明確にしながら、計画を策定するべきとのことです。現在アンケートにおいては、クロス集計を行い、詳細な分析を進めており、第6次総合振興計画の検証作業も並行して行っています。

また、市民の皆様と、これからのもちづくりを直接議論する、ワークショップも開催しております。今後各地区での座談会や各種団体との意見交換会など、開催していく予定となっており、アンケート結果や、県計画の検証とあわせて、課題や重点分野が見えてくるものと考えております。

次期総合振興計画では、人口減少対策を主眼とする、総合戦略を一体的に策定することとしておりますので、総合戦略を重点施策として位置付けるなど、市民の皆様にとっても分かりやすい計画策定に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

それでは、ただ今の答弁を受けまして、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、山形新聞によりますと、2月19日、山形連携中枢都市圏推進会議が山形市役所で開かれました。ここで6市6町が参加したものと思われますけれども、将来像と具体的な都市圏ビジョン等に合意したと書いてありました。どのような将来像と、都市圏ビジョン等であったのか、分かっておりましたらお聞きしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

お答えいたします。2月19日、山形市におきまして、第3回の山形連携中枢都市圏の推進会議、いわゆる首長会議でございますが、6市6町の首長様が集まりまして、開催されたところであります。私もその席に、オブザーバーとして参加してくださいということでございましたので、参加させていただきました。

そこで尾花沢市と大石田町が、連携中枢都市圏の協議に正式に参加することが決定されたところでございます。私はそこまでございましたので、その後、連携中枢都市圏の将来像といったものを話し合われたと

思いますが、私はそこまでは承知してございません。あくまで、これからということでございます。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

この将来像と都市圏ビジョンが、6市6町で合意されておりままでの、今後、尾花沢市がその協議に参加するのであれば、どのような将来像と都市圏ビジョンが合意されたのかについて、情報をきちんと収集して、把握しておかなければならぬのではないかと思いますけれども、その点いかがですか。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

今、議員が仰られたとおり、当然これから入るわけでありますので、それがどのようになっているのか知つておく必要があると思います。その部分については、山形市さんのはうから資料のはうをいただきまして、今後勉強させていただきたいと考えております。さらには、私どもだけではなかなか決定できない部分もございます。市長の答弁にもありましたけれども、議会の皆様ともあわせて勉強をしながら、随時情報を開示しながら、進めていきたいということでございますので、ご理解お願いしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

それでは次にですが、答弁書によりますと、尾花沢市と大石田町は、山形市への通勤通学割合が10%に満たないわけであります。これは経済的結び付きが強いか、強くないかという判断基準として、通勤通学割合というものが出てきているわけなんですけれども、この要件を満たさなかつたわけでありますけれども、どれぐらいの割合になっているか、お尋ねしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

尾花沢市の通勤、通学の割合でございますけれども、あくまで27年度の国勢調査から引っ張った数字であります。4.7%となってございます。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

4.7%ということですね。そうすると基準の約半分

という、2分の1ということになるわけですね。これで山形市との経済的結び付きということを考えた場合に、どの程度経済的結び付きがあるというふうに考えておられるのかについて、お尋ねしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

今どの程度の結び付きというお話をございますけれども、先ほども申しましたが、平成27年度の国勢調査から出てきている数字でございまして、来年度につきましては、新たな国勢調査の年になると思います。その結果を見ないと分からんのですが、おそらく今以上にこの結び付き、いわゆる通勤通学割合が上がっているものと考えてございますので、もっともっと数字が出た時点から見れば、経済的な結び付きは強くなっているのかなと感じているところであります。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

経済的結び付きは、これから少し強くなるのではないかという答弁がありました。

それでは次なんですけれども、連携中枢都市圏を取り扱っている資料を読ませていただきますと、こういうふうに書いてあります。「連携中枢都市圏は中心都市の施設の広域受け入れ、施設の相互利用、イベントの共同開催といった、利害の衝突がなく、比較的連携、協力しやすい分野に取り組みが集中している。これを公共施設や、医療、福祉、商業といった都市機能の役割分担などの負担の分から合いや、利害の調整を伴うものまで広げなければならない。応援するのは容易ではないが、深刻化していく広域的な課題に対する力、つまり圏域の統治、統制を高めていく必要があるとされる」というふうに書いてありました。そこでお尋ねしたいんですけども、ただ今の答弁にありました、7番の項目に対しての質問でありますけれども、「山形連携中枢都市圏においては、お互いの市町に恩恵のある取り組みを基本的な考え方としており、各市町の既存の公的施設や、民間施設利用の相互利用や連携については、検討を進めているものの、公的施設や民間施設事業の統廃合について、議論する場ではないことを確認しております」というふうにありますけれども、これはどのような方法で確認しているのか。この内容についてちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長（加賀孝一君）

どのように確認したかということでございますが、この部分につきましては、山形市のほうに照会をさせていただきました。照会をさせていただいて、その回答として答弁させていただいたものをいただいたところであります。

◎議長（大類好彦議員）

奥山議員。

◎6番（奥山格議員）

分かりました。山形市では、そのように利害衝突のある分野については、今のところ入らないというような考え方を示しているようありますけれども、実はこの連携中枢都市圏という考え方は、もう少しシビアな問題のように受け止められるわけです。やっぱり人口減少によって、都市機能が維持できなくなるというような、危機意識があるわけなんですね。その中で、どのようにしてその都市機能を維持していくか。そういう問題でありますので、各市町村で、今までフルセットで、いろいろな施設やなんかを持っていたわけですけれども、それが維持されなくなってしまうではないかなという危機感があるわけなんですね。それで連携中枢都市という、大きなまとまりの中で、それを維持していくこと。そういう考え方があるわけなんですね。したがって、このやはり公共的な施設の統廃合とか、事業の統廃合とかという、あとは民間の重要な機関の統廃合とか、事業の統廃合なんかがやっぱり行われてくるんじゃないかなという心配があるわけなんですけれども、この点については、どういうふうに考えておられますか。

◎議長（大類好彦議員）

総合政策課長。

◎総合政策課長（加賀孝一君）

先ほども申したとおりではありますけれども、山形市、いわゆる中核市が、そういった考え方を持っているということと、あと総務省が出ております連携中枢都市圏構想推進要綱というものがございます。この（2）に連携中枢都市圏構想の目的というものがございまして、そのなお書きに、「この連携中枢都市圏構想は、地方公共団体が柔軟に連携し、地域の実情に応じた行政サービスを提供するためのものであり、市町村合併を推進するためのものではない」いわゆる奥山議員が仰られるような施設の統合とか、そういったものを前提にするものではないというふうに明確に謳われておりますので、なんて言いますか、その市町村の必要なものは当然その市町村のほうで設置をして、維

持をしていくということで、進めていくものと考えています。

◎議長（大類好彦議員）

奥山議員。

◎6番（奥山格議員）

そういうものであれば、それほどやっぱり心配はないのかもしれませんけれども、この連携協約を各市町村と中枢都市で協約した場合には、さまざまな負担が、市町村に伴つてくる可能性があつて、そして両者が紛争をおこした場合には調整する、第三者が調整するような事項まで盛り込まれているんですね。だからやっぱり、そういう利害衝突が出てくる場合が、やっぱりあるのではないかというふうなことを、これ要綱にも書いてあるわけなんですね。そういったことで、心配されるわけなんですけれども。例えばですね、こういうふうに書いてあります。「連携協約を締結することは、従来の共同処理に基づく事務分担だけでなく、地域の実情に応じて、自由に連携する内容を協議して、地方自治法に裏付けのある政策合意を行うことであり、その合意に基づき、各地方公共団体は、政策を実行する義務を負うことになる。さらに当該義務を履行する際など、連携協約を締結した地方公共団体間で紛争が生じた場合には、申請によって都道府県知事や、総務大臣が任命する自治紛争処理委員が間に入り、処理方策を提示することで解決を図ることになる」というような、すごいこの紛争をした場合の処理まで、この要綱には示されているわけなんあります。そういうことで心配しているわけなんですけれども、そしてですね、これ地方6団体というのがありますよね。全国市長会とか全国町村長会とか、そういった地方6団体側からは、上からの押し付けではなく、地方の意見を踏まえて、地方自治体が主体性を持って、自ら実行できるようにすべきだと、批判的な意見が強いというふうに言われています。平成の大合併時と同じように、圏域内の中心都市に、機能が集約されてしまうという懸念も大きいとされているところであります。そしてまた、地方自治体である市町村が、自主的権限によって、自らの事務を処理するという、地方自治の団体自治から問題があるのではないかと、日弁連なんかは意見書を提出しているということあります。このような点について、いろいろ問題あるわけなんです。それで連携中枢都市圏構想も、総務省の要綱に基づいて運営しているわけなんですけれども、消防やゴミ処理などの広域連携は、近隣の市町村が一部事務組合を設立し、共同で行っている。また一部報道機関の調査では、市

町村の独自性が維持できなくなるとの懸念などから、全国の地方自治体の約34%が、圏域に反対しているという記載もあったところあります。したがって、尾花沢市は大石田町との間で、環境衛生事業や消防、土地改良事業など、広域的行政を行っています。高度な医療サービスの提供としては、3市1町で北村山公立病院や、広域行政組合など、広域行政を行っているわけであります。それと抵触するような広域的枠組みであってはならないと思います。本市の環境衛生上の行政や消防、土地改良事業は、大石田町との間で定着しており、北村山公立病院も高度医療のサービスの提供という面で、3市1町の枠組みで行われていることが、いかに本市の市民の健康にとって重要であり、本市の参加している広域行政をそのままスムーズに維持、運営していく必要があると思いますが、その点については、どのように考えますか。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

奥山議員からは、さまざまな課題、そして心配、意見等、さまざまいただきました。その中でありますけれども、今6市6町の中で、連携項目というものがございまして、例えば、具体的に言いますと、1つは圏域全体の経済成長の牽引、これが1つです。2つ目が、高次の都市機能の集積・強化、これが2つ目です。3つ目に、圏域全体の生活関連機能サービスの向上があるんですが、これには3つ分かれしております、生活機能の強化に係る政策分野、結び付きやネットワークの強化に係る政策分野、圏域マネジメントの能力の強化に係る政策分野というふうに3つ分かれています。いわゆる今言ったその5つの中で、どういうふうな具体的な事業を連携していくんですかといったことを具体的に話し合うということになります。今現在、6市6町の状況なんですけども、まず1つ目の圏域全体の経済成長の牽引の中で、ふるさと納税を活用した圏域特産品のPRというものがございます。この中では、6市6町が全員連携しているというわけではございません。例えば、ふるさと納税が大変多くあります天童市さんは、入ってございません。ここの事業には入ってございません。あと生活機能の強化に係る政策分野の中で、消防事務の受委託というものがございます。これは先ほど議員が仰られた、尾花沢と大石田の消防事務の受委託の関係と同じなんですけども、これについても、入っているところと、入っていないところがございます。こういったように、全てを尾花沢市と山

形市で協定するわけではございません。お互いに恩恵のある部分のみ連携するという形をとるということでございますので、具体的な協議、これからになりますけれども、皆さんと協議をしてまいりたいということでございます。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

あともう1つこの、圏域という考え方ですけど、これ総務省でこの連携中枢都市圏構想というのが出てきたわけなんですけれども、その時これ2018年なんですね、これね総務省の有識者による研究会である、自治体戦略2040構想研究会の第2次報告で打ち出したものだということあります。その中でなんですけども、二層制の柔軟化ということが言われているんですね。二層制の柔軟化というのは、県と各市町村のことの二層制を柔軟化するという考え方を取っているようですね。つまり、山形連携中枢都市圏というものができますと、これ村山総合支庁の中に、同じものがでてくるわけなんですよね。山形県の行政と、中枢都市圏の構想というのが2つ出てきますので、これが二重に働いてくるんじゃないかなという気がします。だから、そうすると、中枢都市圏の構想が強くなると、山形県の行政が希薄になってくるんじゃないかなという感じがしているところなんですね。だから村山総合支庁の役割が、北村山地域のほうにあまりこう、行政サービスが及ばなくなってくるんじゃないかなという心配があるんですけども、そういうことはないですか。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

ちょっと勉強不足で、二層制という言葉、分からぬのでありますけれども、連携中枢都市圏が強まれば、村山総合支庁の役割が希薄になるではないかということでありますけども、連携中枢都市圏は、先ほどから申しましたように、個別の事業について、お互いが恩恵を受けるものの事業だけをこう連携をしていくという事業になっています。ただ、村山総合支庁さんにつきましては、いろんな部分、いわゆる尾花沢市でやっている各分野の、そのバックアップをしていただいているという形をとっていますので、あくまで連携中枢都市圏と村山総合支庁の役割というのは、別物ではないかなと考えています。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番（奥 山 格 議員）

そういうことなんですけれども、このかなりの広範囲な行政にわたっているのが、この連携協約の策定項目の内容となっているものは、かなり広範な分野にわたっているわけです。圏域全体の経済成長の牽引ということでも、かなりの量がありますし、高次の都市機能の集積・強化という点でも、かなりの広範な内容にわたっています。あと圏域全体の生活関連機能のサービスの向上という面についても、かなりの広範な内容にわたっているわけです。そういうことを考えますと、やはりこうなんか村山総合支庁の管内というものを考えてみると、副市長は県庁にお勤めになられておったので、よくお分かりだと思うんですけども、人口が約54万人おります。村山総合支庁管内、山形県全体の人口が約110万人、人口的に言うと村山総合支庁管内は県内の人口の2分の1あるわけなんですね。そこで村山総合支庁管内が、北村山は北庁舎、西村山は西庁舎ということであって、村山総合支庁は元の東南村山合同庁舎なんですね。こういったふうに3つに地域的に分かれているわけなんです。やはりこういった広い、多数の住民が住んでいる地域でありますので、やはり北村山の管内は、やはり密接な結び付きがあるわけでありますので、そしてまた気象条件とかなんかを考えてみると、すごく大事なところでありますので、この北村山の県の行政が、やっぱり希薄になるようだと、やっぱり心配なってくるわけなんですね。そうすると2つの県庁というか、山形市に山形県庁もあるし、村山総合支庁もあるわけなんですけれども、なんかあと、中枢都市圏でも山形が中心都市になってくるというふうになると、すごく集中してしまうわけなんですね、山形市の県行政と、その連携市町村の行政も。そういう意味で、すごくあまり広すぎるのではないかなどいうふうな感じがするわけなんですけれども、その辺のところをやっぱり十分考えた上で、やっぱりこれから対応していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。答弁のほうももありましたら、お伺いしたいと思います。

◎議長（大類好彦議員）

副市長。

◎副市長（石山健一君）

それではただ今のご質問でですね、県の村山総合支庁と、それからこの連携中枢都市圏、山形市を中心とするですね、そこが同じような機能を果たして、北村山としての特色がなくなるんじゃないかと、こういうふうなだいたいお話かと思いますが、まず基本的にで

すね、県の総合支庁は県の行政の執行機関でありますので、連携中枢都市圏については、これは市町村の自主的な横の連携ですね、広域的にお互いにメリットがある形での横の連携ですので、そこはそもそも持っている事務が違いますので、そこは分けて考えるべきではないかなというふうに思います。中にはその地域振興という部分がありますが、その中で広域的に、北村山、西村山、東南村山、みんなが協力できるものというのは、確かにその今まで村山総合支庁でやった地域振興も、その総合広域調整の部分がですね、自主的にやる部分というのは、この部分的にはあるかもしれません、基本的なものについては、村山総合支庁と、この連携中枢都市圏の山形市を中心としたものが、非常に似たようなもので、何ですかね、同じようなものがいくつもできるんじゃないかということにはならないと思います。そこはご安心いただいてよろしいかなと思いますし、また北村山についての独自性もきちんと保った上でですね、先ほども答弁でございましたけども、お互いにメリットがある。山形市と尾花沢市にとっても、お互いにメリットがあるもの、そういう事業について、連携を図るということでございますので、私ども尾花沢市の特色というのも、これからも十分こう活かしていくようなものについて協約していくということですので、その点もご理解いただきたいというふうに思います。

◎議長（大類好彦議員）

以上で、奥山格議員の質問を打ち切ります。

これにて一般質問を終結いたします。

次に予算議案の審議を行います。

日程第2、議第8号「令和2年度尾花沢市一般会計予算」から、日程第8、議第14号「令和2年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計予算」までの7案件を一括議題といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

◎議長（大類好彦議員）

鈴木由美子議員。

◎8番（鈴木由美子議員）

この際、動議を提出いたします。ただ今一括議題となりました予算議案7案件の審議につきましては、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査されるよう望みます。

なお、特別委員会が審査の過程で、証書類の検閲が必要となった場合は、地方自治法第98条第1項に規定する議会の権限を特別委員会に委任する旨をも併せて議決されるよう望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ただ今、8番鈴木由美子議員から、「予算議案7案の審議については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査されたい。加えて審査の経過において、証書類の検閲が必要になった場合は、地方自治法第98条第1項に規定する議会の権限を特別委員会に委任する旨をも、併せて議決されたい」との動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。お諮りいたします。本動議のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、本動議は可決されました。

これより、ただ今可決されました予算特別委員会が開催されますので、本日はこれにて散会いたします。

なお、本会議は、ただ今から休会となり、予算議案の審査終了を待って、3月19日に再開いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

ただ今より、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本議場に予算特別委員会を招集いたします。

散会 午後3時35分